

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7ー1）

図 面 リ ス ト					
意 匠 図			構 造 図		
A-01	改修特記仕様書（1）	A-39	展開図③ 改修前	B-01	建築改修工事特記仕様書（耐震補強工事）（1）
A-02	改修特記仕様書（2）	A-40	展開図④ 改修前	B-02	建築改修工事特記仕様書（耐震補強工事）（2）
A-03	改修特記仕様書（3）	A-41	展開図⑤ 改修前	B-03	建築鉄骨標準図（1）
A-04	改修特記仕様書（4）	A-42	展開図⑥ 改修前	B-04	建築鉄骨標準図（2）
A-05	改修特記仕様書（5）	A-43	展開図① 改修後	B-05	1階現況伏図（下）
A-06	改修特記仕様書（6）	A-44	展開図② 改修後	B-06	1階改修伏図（下）
A-07	改修特記仕様書（7）	A-45	展開図③ 改修後	B-07	1階現況伏図（上）
A-08	改修特記仕様書（8）	A-46	展開図④ 改修後	B-08	1階改修伏図（上）
A-09	改修特記仕様書（9）	A-47	展開図⑤ 改修後	B-09	2階現況伏図
A-10-1	敷地案内図・配置図兼外部仮設計画図	A-48	展開図⑥ 改修後	B-10	2階改修伏図
A-10-2	1階仮設計画図	A-49	天井伏図 改修前・改修後	B-11	3階現況伏図
A-10-3	2階仮設計画図	A-50	撤去 建具表（1）	B-12	3階改修伏図
A-11	仕上表 改修前・改修後	A-51	撤去 建具表（2）	B-13	4階現況伏図
A-12	1階平面図（Z1レベル）改修前	A-52	改修 建具表（1）	B-14	4階改修伏図
A-13	1階平面図（Z1レベル）改修後	A-53	改修 建具表（2）	B-15	A7レーム軸組図（改修前）
A-14	2階平面図（Z2レベル）改修前	A-54-1	各部詳細図1	B-16	A7レーム軸組図（改修後）
A-15	2階平面図（Z2レベル）改修後	A-54-2	各部詳細図2	B-17	E7レーム軸組図（改修前）
A-16	屋根伏図①（Z3レベル）改修前・改修後	A-55	ブラット（西側）改修前	B-18	E7レーム軸組図（改修後）
A-17	屋根伏図②（Z5レベル）改修前・改修後	A-56	ブラット（西側）改修後	B-19	G7レーム軸組図（改修前）
A-18	防水改修詳細図 改修前・改修後	A-57	撤去 屋外階段【参考図】	B-20	G7レーム軸組図（改修後）
A-19	立面図（南面）改修前			B-21	17レーム軸組図（改修前）
A-20	立面図（南面）改修後			B-22	17レーム軸組図（改修後）
A-21	立面図（北面）改修前			B-23	27レーム軸組図（改修前）
A-22	立面図（北面）改修後			B-24	27レーム軸組図（改修後）
A-23	立面図（西面）改修前			B-25	37レーム軸組図（改修前）
A-24	立面図（西面）改修後			B-26	37レーム軸組図（改修後）
A-25	立面図（東面）改修前			B-27	HW24（1）改修詳細図
A-26	立面図（東面）改修後			B-28	HW24（2）改修詳細図
A-27	A-A断面図 改修前			B-29	HW24（3）改修詳細図
A-28	A-A断面図 改修後			B-30	HW15（1）改修詳細図
A-29	B-B断面図 改修前			B-31	HW20（1）改修詳細図
A-30	B-B断面図 改修後			B-32	HW28（1）改修詳細図
A-31	矩計図 改修前			B-33	HW29（2）改修詳細図
A-32	矩計図 改修後			B-34	HW29（3）改修詳細図
A-33	1階平面詳細図 改修前			B-35	HW20（4）改修詳細図
A-34	1階平面詳細図 改修後			B-36	HW12（1）改修詳細図
A-35	2階平面詳細図 改修前			B-37	HW24（3）改修詳細図
A-36	2階平面詳細図 改修後			B-38	HW28（7）（8）改修詳細図
A-37	展開図① 改修前			B-39	HW28（4）改修詳細図（1）
A-38	展開図② 改修前			B-40	HW28（4）改修詳細図（階段）

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（Ｒ７－１）						特記仕様書																																															
I 工 事 概 要 1．工事場所高知市葛島三丁目11番74号 2．工事種目【高須雨水ポンプ場】鉄筋コンクリート造地下1階地上2階延べ面積551.76㎡ 1)耐震改修①鉄筋コンクリート壁増設12箇所②開口閉塞6箇所③耐震スリット一式④耐震改修に伴う解体撤去一式 2)防水改修一式3)外壁改修一式4)建具改修一式5)内装改修一式6)塗装改修一式7)その他一式 3．関連工事等○電気設備工事 ○機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事・合併処理装置設置工事 ・外構工事 4．概成工期・完成期限の()日前 (令和 年 月 日) 5．部分使用(工事請負契約書第34条第1項)令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。																																																					
II 建築工事仕様 1. 特記仕様 1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3)特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ○公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版) ※建築工事標準詳細図(令和4年版) 敷地調査共通仕様書(令和4年版) ○建築物解体工事共通仕様書(令和4年版) 3.「週休2日制モデル工事」の実施について○対象(○発注者指定型・受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までとの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。(https://www.city.y.kochi.l.jp/soshi-ki/197/)・対象外(理由:)																																																					
<table><thead><tr><th>項目</th><th>特記事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般共通事項</td><td></td></tr><tr><td>① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)</td><td>登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。</td></tr><tr><td>② 総合工程表</td><td>原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。</td></tr><tr><td>③ 総合図</td><td>工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。</td></tr><tr><td>④ 工事日報</td><td>週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日報を監督職員に提出する。</td></tr><tr><td>⑤ 工事写真</td><td>工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙)撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。デジタル工事写真の黒板板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建投第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板板情報電子化について」による。</td></tr><tr><td>⑥ 下請負者の報告</td><td>各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。</td></tr><tr><td>7 電気保安技術者</td><td>適用する。</td></tr><tr><td>⑧ 施工条件</td><td>施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 ・施工順序・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所※仮囲い○図示その他の施工条件・資機材の搬入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止するなど必要な配慮をする。○図面番号A-10-2、A-10-3参照</td></tr><tr><td>⑨ 交通誘導警備員</td><td>交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の人を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。○監督職員と協議し、適宜配置する。 </td></tr></tbody></table>								項目	特記事項	一般共通事項		① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。	② 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。	③ 総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。	④ 工事日報	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日報を監督職員に提出する。	⑤ 工事写真	工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙)撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。デジタル工事写真の黒板板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建投第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板板情報電子化について」による。	⑥ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。	7 電気保安技術者	適用する。	⑧ 施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 ・施工順序・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所※仮囲い○図示その他の施工条件・資機材の搬入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止するなど必要な配慮をする。○図面番号A-10-2、A-10-3参照	⑨ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の人を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。○監督職員と協議し、適宜配置する。																								
項目	特記事項																																																				
一般共通事項																																																					
① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。																																																				
② 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。																																																				
③ 総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。																																																				
④ 工事日報	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日報を監督職員に提出する。																																																				
⑤ 工事写真	工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙)撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。デジタル工事写真の黒板板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建投第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板板情報電子化について」による。																																																				
⑥ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。																																																				
7 電気保安技術者	適用する。																																																				
⑧ 施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 ・施工順序・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所※仮囲い○図示その他の施工条件・資機材の搬入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止するなど必要な配慮をする。○図面番号A-10-2、A-10-3参照																																																				
⑨ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の人を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。○監督職員と協議し、適宜配置する。																																																				
<table><thead><tr><th>項目</th><th>特記事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>⑩ 工事安全計画書</td><td>建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技术指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</td></tr><tr><td>⑪ 統括安全衛生管理義務者の指名</td><td>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。</td></tr><tr><td>⑫ 発生材の処理</td><td>産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工区内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。・引渡しを要するもの()・現場再利用を図るもの()○再資源化を図るもの(※コンクリート※木材※コンクリート及び鉄から成る建設資材※アスファルトコンクリート)</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物の施工計画調査</td><td>※行う・行わない分析調査※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。・行う()・行わない</td></tr><tr><td>⑬ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</td><td>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a)コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://tkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b)建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。c)建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。d)受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。e)受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成后5年間保存する。</td></tr><tr><td>⑭ 工事の保険</td><td>工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。</td></tr><tr><td>⑮ 契約保証</td><td>※金銭的保証方式・有○無</td></tr><tr><td>⑯ 前払金支出割合区分補正</td><td></td></tr><tr><td>⑰ 証明書の提出(グリーン購入法)</td><td>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。[1.4.2]</td></tr><tr><td>⑱ 石綿含有建材の調査</td><td>事前調査の報告一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる事前調査範囲※改修範囲[1.5.1]貸与資料※有(○既存の設計図書○石綿含有建材分析結果報告書)無(図面番号A-O9参照)分析調査※書面調査及び現地で目の視調査の結果により、監督職員と協議する。・行う(調査建材使用部位調査建材名検体数)分析方法※定性分析定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</td></tr></tbody></table>								項目	特記事項	⑩ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技术指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。	⑪ 統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。	⑫ 発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工区内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。・引渡しを要するもの()・現場再利用を図るもの()○再資源化を図るもの(※コンクリート※木材※コンクリート及び鉄から成る建設資材※アスファルトコンクリート)	特別管理産業廃棄物の施工計画調査	※行う・行わない分析調査※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。・行う()・行わない	⑬ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a)コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://tkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b)建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。c)建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。d)受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。e)受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成后5年間保存する。	⑭ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。	⑮ 契約保証	※金銭的保証方式・有○無	⑯ 前払金支出割合区分補正		⑰ 証明書の提出(グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。[1.4.2]	⑱ 石綿含有建材の調査	事前調査の報告一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる事前調査範囲※改修範囲[1.5.1]貸与資料※有(○既存の設計図書○石綿含有建材分析結果報告書)無(図面番号A-O9参照)分析調査※書面調査及び現地で目の視調査の結果により、監督職員と協議する。・行う(調査建材使用部位調査建材名検体数)分析方法※定性分析定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。																								
項目	特記事項																																																				
⑩ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技术指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。																																																				
⑪ 統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。																																																				
⑫ 発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工区内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。・引渡しを要するもの()・現場再利用を図るもの()○再資源化を図るもの(※コンクリート※木材※コンクリート及び鉄から成る建設資材※アスファルトコンクリート)																																																				
特別管理産業廃棄物の施工計画調査	※行う・行わない分析調査※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。・行う()・行わない																																																				
⑬ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a)コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://tkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b)建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。c)建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。d)受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。e)受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成后5年間保存する。																																																				
⑭ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。																																																				
⑮ 契約保証	※金銭的保証方式・有○無																																																				
⑯ 前払金支出割合区分補正																																																					
⑰ 証明書の提出(グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。[1.4.2]																																																				
⑱ 石綿含有建材の調査	事前調査の報告一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる事前調査範囲※改修範囲[1.5.1]貸与資料※有(○既存の設計図書○石綿含有建材分析結果報告書)無(図面番号A-O9参照)分析調査※書面調査及び現地で目の視調査の結果により、監督職員と協議する。・行う(調査建材使用部位調査建材名検体数)分析方法※定性分析定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。																																																				
<table><thead><tr><th>項目</th><th>特記事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>(19) 施工数量調査</td><td>調査範囲※図示○【劣化改修】と図示している箇所[1.6.2] 調査方法※外部足場を使用した目視及び打診・破壊部分の補修方法※現状に復旧・外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する) </td></tr><tr><td>(20) 技能士及び技能資格者</td><td>※適用する(○：一級、●：二級)[1.7.2][1.7.3]<table><thead><tr><th>工事種別</th><th>技能検定の作業の種類別</th></tr></thead><tbody><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○鉄筋工事</td><td>※○鉄筋組立作業</td></tr><tr><td>○コンクリート工事</td><td>※○コンクリート圧送工事作業○○型枠工事作業</td></tr><tr><td>○鉄骨工事</td><td>※●とび作業・ブロック・ALCパネル工事・コンクリートブロック工事作業・(単一)エーエルシーパネル工事作業</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・アスファルト防水工事作業・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・○合成ゴムシート防水工事作業・○塩化ビニル系シート防水工事作業・○セメント系防水工事作業○○シーリング防水工事作業・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・○FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>・石工事</td><td>※○石張り作業</td></tr><tr><td>・タイル工事</td><td>※○タイル張り作業</td></tr><tr><td>・木工事</td><td>※○大工工事作業</td></tr><tr><td>・屋根及びとい工事</td><td>・○かわらぶき・●スレート工事作業・○内外装板金作業</td></tr><tr><td>○金属工事</td><td>○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業</td></tr><tr><td>○左官工事</td><td>※○左官作業</td></tr><tr><td>○建具工事</td><td>○○ビル用サッシ施工作業・○木製建具製作・○ガラス工事作業</td></tr><tr><td>・カーテンウォール工事</td><td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td></tr><tr><td>○塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>○内装工事</td><td>・○プラスチック系床仕上げ工事作業・○壁張作業・●カーベット系床仕上げ工事作業・○畳製作作業・○ボード仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・植栽工事</td><td>※○造園工事作業</td></tr><tr><td>○その他</td><td>○○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)・家具手加工作業</td></tr></tbody></table>適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</td></tr><tr><td>21 化学物質の室内濃度の測定</td><td>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指针値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</td></tr><tr><td>測定方法</td><td>※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指针値及び標準的測定方法について」による。測定対象化学物質※ホルムアルデヒド※トルエン※キシレン※エチルベンゼン※スチレン※パラジクロロベンゼン測定箇所()箇所施工前・施工後(計回測定)測定対象室()なお、測定結果が厚生労働省の定める指针値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれ</td></tr></tbody></table>								項目	特記事項	(19) 施工数量調査	調査範囲※図示○【劣化改修】と図示している箇所[1.6.2] 調査方法※外部足場を使用した目視及び打診・破壊部分の補修方法※現状に復旧・外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)	(20) 技能士及び技能資格者	※適用する(○：一級、●：二級)[1.7.2][1.7.3] <table><thead><tr><th>工事種別</th><th>技能検定の作業の種類別</th></tr></thead><tbody><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○鉄筋工事</td><td>※○鉄筋組立作業</td></tr><tr><td>○コンクリート工事</td><td>※○コンクリート圧送工事作業○○型枠工事作業</td></tr><tr><td>○鉄骨工事</td><td>※●とび作業・ブロック・ALCパネル工事・コンクリートブロック工事作業・(単一)エーエルシーパネル工事作業</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・アスファルト防水工事作業・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・○合成ゴムシート防水工事作業・○塩化ビニル系シート防水工事作業・○セメント系防水工事作業○○シーリング防水工事作業・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・○FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>・石工事</td><td>※○石張り作業</td></tr><tr><td>・タイル工事</td><td>※○タイル張り作業</td></tr><tr><td>・木工事</td><td>※○大工工事作業</td></tr><tr><td>・屋根及びとい工事</td><td>・○かわらぶき・●スレート工事作業・○内外装板金作業</td></tr><tr><td>○金属工事</td><td>○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業</td></tr><tr><td>○左官工事</td><td>※○左官作業</td></tr><tr><td>○建具工事</td><td>○○ビル用サッシ施工作業・○木製建具製作・○ガラス工事作業</td></tr><tr><td>・カーテンウォール工事</td><td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td></tr><tr><td>○塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>○内装工事</td><td>・○プラスチック系床仕上げ工事作業・○壁張作業・●カーベット系床仕上げ工事作業・○畳製作作業・○ボード仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・植栽工事</td><td>※○造園工事作業</td></tr><tr><td>○その他</td><td>○○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)・家具手加工作業</td></tr></tbody></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工事種別	技能検定の作業の種類別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	○鉄筋工事	※○鉄筋組立作業	○コンクリート工事	※○コンクリート圧送工事作業○○型枠工事作業	○鉄骨工事	※●とび作業・ブロック・ALCパネル工事・コンクリートブロック工事作業・(単一)エーエルシーパネル工事作業	○防水工事	・アスファルト防水工事作業・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・○合成ゴムシート防水工事作業・○塩化ビニル系シート防水工事作業・○セメント系防水工事作業○○シーリング防水工事作業・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・○FRP防水工事作業	・石工事	※○石張り作業	・タイル工事	※○タイル張り作業	・木工事	※○大工工事作業	・屋根及びとい工事	・○かわらぶき・●スレート工事作業・○内外装板金作業	○金属工事	○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業	○左官工事	※○左官作業	○建具工事	○○ビル用サッシ施工作業・○木製建具製作・○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業	○塗装工事	※○建築塗装作業	○内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業・○壁張作業・●カーベット系床仕上げ工事作業・○畳製作作業・○ボード仕上げ工事作業	・植栽工事	※○造園工事作業	○その他	○○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)・家具手加工作業	21 化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指针値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。	測定方法	※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指针値及び標準的測定方法について」による。測定対象化学物質※ホルムアルデヒド※トルエン※キシレン※エチルベンゼン※スチレン※パラジクロロベンゼン測定箇所()箇所施工前・施工後(計回測定)測定対象室()なお、測定結果が厚生労働省の定める指针値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれ
項目	特記事項																																																				
(19) 施工数量調査	調査範囲※図示○【劣化改修】と図示している箇所[1.6.2] 調査方法※外部足場を使用した目視及び打診・破壊部分の補修方法※現状に復旧・外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)																																																				
(20) 技能士及び技能資格者	※適用する(○：一級、●：二級)[1.7.2][1.7.3] <table><thead><tr><th>工事種別</th><th>技能検定の作業の種類別</th></tr></thead><tbody><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td></tr><tr><td>○鉄筋工事</td><td>※○鉄筋組立作業</td></tr><tr><td>○コンクリート工事</td><td>※○コンクリート圧送工事作業○○型枠工事作業</td></tr><tr><td>○鉄骨工事</td><td>※●とび作業・ブロック・ALCパネル工事・コンクリートブロック工事作業・(単一)エーエルシーパネル工事作業</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・アスファルト防水工事作業・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・○合成ゴムシート防水工事作業・○塩化ビニル系シート防水工事作業・○セメント系防水工事作業○○シーリング防水工事作業・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・○FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>・石工事</td><td>※○石張り作業</td></tr><tr><td>・タイル工事</td><td>※○タイル張り作業</td></tr><tr><td>・木工事</td><td>※○大工工事作業</td></tr><tr><td>・屋根及びとい工事</td><td>・○かわらぶき・●スレート工事作業・○内外装板金作業</td></tr><tr><td>○金属工事</td><td>○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業</td></tr><tr><td>○左官工事</td><td>※○左官作業</td></tr><tr><td>○建具工事</td><td>○○ビル用サッシ施工作業・○木製建具製作・○ガラス工事作業</td></tr><tr><td>・カーテンウォール工事</td><td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td></tr><tr><td>○塗装工事</td><td>※○建築塗装作業</td></tr><tr><td>○内装工事</td><td>・○プラスチック系床仕上げ工事作業・○壁張作業・●カーベット系床仕上げ工事作業・○畳製作作業・○ボード仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・植栽工事</td><td>※○造園工事作業</td></tr><tr><td>○その他</td><td>○○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)・家具手加工作業</td></tr></tbody></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工事種別	技能検定の作業の種類別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	○鉄筋工事	※○鉄筋組立作業	○コンクリート工事	※○コンクリート圧送工事作業○○型枠工事作業	○鉄骨工事	※●とび作業・ブロック・ALCパネル工事・コンクリートブロック工事作業・(単一)エーエルシーパネル工事作業	○防水工事	・アスファルト防水工事作業・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・○合成ゴムシート防水工事作業・○塩化ビニル系シート防水工事作業・○セメント系防水工事作業○○シーリング防水工事作業・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・○FRP防水工事作業	・石工事	※○石張り作業	・タイル工事	※○タイル張り作業	・木工事	※○大工工事作業	・屋根及びとい工事	・○かわらぶき・●スレート工事作業・○内外装板金作業	○金属工事	○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業	○左官工事	※○左官作業	○建具工事	○○ビル用サッシ施工作業・○木製建具製作・○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業	○塗装工事	※○建築塗装作業	○内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業・○壁張作業・●カーベット系床仕上げ工事作業・○畳製作作業・○ボード仕上げ工事作業	・植栽工事	※○造園工事作業	○その他	○○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)・家具手加工作業																
工事種別	技能検定の作業の種類別																																																				
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																																				
○鉄筋工事	※○鉄筋組立作業																																																				
○コンクリート工事	※○コンクリート圧送工事作業○○型枠工事作業																																																				
○鉄骨工事	※●とび作業・ブロック・ALCパネル工事・コンクリートブロック工事作業・(単一)エーエルシーパネル工事作業																																																				
○防水工事	・アスファルト防水工事作業・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・○合成ゴムシート防水工事作業・○塩化ビニル系シート防水工事作業・○セメント系防水工事作業○○シーリング防水工事作業・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・○FRP防水工事作業																																																				
・石工事	※○石張り作業																																																				
・タイル工事	※○タイル張り作業																																																				
・木工事	※○大工工事作業																																																				
・屋根及びとい工事	・○かわらぶき・●スレート工事作業・○内外装板金作業																																																				
○金属工事	○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業																																																				
○左官工事	※○左官作業																																																				
○建具工事	○○ビル用サッシ施工作業・○木製建具製作・○ガラス工事作業																																																				
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業																																																				
○塗装工事	※○建築塗装作業																																																				
○内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業・○壁張作業・●カーベット系床仕上げ工事作業・○畳製作作業・○ボード仕上げ工事作業																																																				
・植栽工事	※○造園工事作業																																																				
○その他	○○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)・家具手加工作業																																																				
21 化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指针値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																																																				
測定方法	※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指针値及び標準的測定方法について」による。測定対象化学物質※ホルムアルデヒド※トルエン※キシレン※エチルベンゼン※スチレン※パラジクロロベンゼン測定箇所()箇所施工前・施工後(計回測定)測定対象室()なお、測定結果が厚生労働省の定める指针値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれ																																																				

27

事業損失補償

28

完成時の提出図書

29

完成写真

30

別途設備工事との取合い

31

撤去部分

32

不当要求等への対応

33

消防計画

34

工事特性等

仮設工事（改修）

1

足場その他

2

養生

3

仮設間仕切り（屋内）

4

監督職員事務所

5

監督職員の備品等

6

工事用水・電力

7

仮囲い

8

仮設備撤去後の整地・跡片付け

防水改修工事

1

降雨等に対する養生方法

2

既存下地の処理

3

アスファルト防水

屋根保護防水

防水層の種類

工法

種別

施工箇所

断熱材の厚さ

絶縁用シート

立上り部の保護

2

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

3

絶縁工法のルーフィングの材料

4

乾式保護材

5

立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置

6

平場の保護コンクリート

7

コンクリートの仕上りの平たんさ

8

屋根露出防水

9

防水層の種類

10

工法

11

種別

12

施工箇所

13

断熱材

14

仕上塗料

15

備考

16

立上り部等の防水層撤去

17

立上り部等の保護層撤去

18

露出防水層表面の仕上げ塗装除去

19

脱気装置の種類及び設置数量

20

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合で、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

6

改質アスファルトシート防水

7

合成高分子系ルーフィングシート防水

絶縁工法のルーフィングの材料

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート

種類及び厚さ

表3.3.3及び表3.3.4による

砂付あなきルーフィング

押え金物の材質及び形状

図示

アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度

屋内防水

防水層の種類

工法

種別

施工箇所

保護層

E-1の場合で工程3を行う場合

押え金物の材質及び形状

平場の保護コンクリート

こて仕上げの場合

床タイル張り等仕上げの場合

コンクリートの仕上りの平たんさ

表8.1.5

防水層の種類

工法

種別

施工箇所

断熱材

仕上塗料

種類

使用量

備考

M4AS

AS-T1

AS-T2

AS-J2

M3AS

AS-T3

AS-T4

AS-J1

AS-J3

M3ASI

ASI-T1

M4ASI

ASI-J1

JISA9521に基づく発泡プラスチック断熱材

種類

※硬質ウレタンフォーム断熱材

2種1号又は2号

厚さ

mm

図示

露出防水層表面の仕上げ塗装除去

行う

行わない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ

表3.4.1から表3.4.3による

粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

表3.4.1から表3.4.3による

押え金物の材質及び形状

図示

アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度

脱気装置の種類及び設置数量

製造所の指定とする

3.5.2

3.5.1～表3.5.2

工法

種別

施工箇所

厚さ(mm)

仕上塗料

種類

使用量

高日射反射率塗料の適用

備考

POS

S-F1

S-F2

S-M1

S-M2

図示

S3S

S-F1

S-F2

M4S

S-M1

S-M2

POS

SI-F1

S3SI

SI-F2

S4SI

SI-M1

SI-M2

PI

S-C1

断熱工法に用いる断熱材（SI-F1、SI-F2、SI-M1、SI-M2の場合）

工法

材料

厚さ

機械的固定工法

JISA9521（建築用断熱材）に基づく発泡プラスチック断熱材

種類

※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号

接着工法

JISA9521に基づく発泡プラスチック断熱材

種類

※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号

S-M2及びSI-M2の立上り面の工法及びシートの厚さ

工法

※図示

接着工法（厚さmm）

機械固定工法（厚さmm）

立上り部等の防水層撤去

行う

行わない

図示

立上り部等の保護層撤去

行う

行わない

POS工法及びPOS工法（機械的固定工法）の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理

表3.2.6(4)(ウ)(g)による

固定金具の材質及び形状

材質

※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板またはそれらの鋼板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの

厚さ(mm)

※0.4以上

S-M1及びS-M2の絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質

※発泡ポリエチレンシート

脱気装置の種類及び設置数量

製造所の仕様による

SUS製

SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置

※図示

※図示

プレキャストコンクリート下地の目地処理（接着工法の場合）

行う

図示

行う

行わない

S-F1及びSI-F1のプレキャストコンクリート下地の入隅部増張り

行う

図示

行う

行わない

一般部のルーフィングシートの張付けで機械的固定工法の場合

建築基準法に基づく風圧力の（※1・1.15・1.3）倍の風圧力に対応した工法

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-32

TEL(088)855-7877

FAX(088)855-7878

高知市

都市建設部

公共建築課

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知県登録 一級建築士登録第198402号

第93号

北島 敬次

保

係長

課長補佐

課長

高須

新晃

総合

コンサル

タント

高知市朝倉横町1-

[illegible]

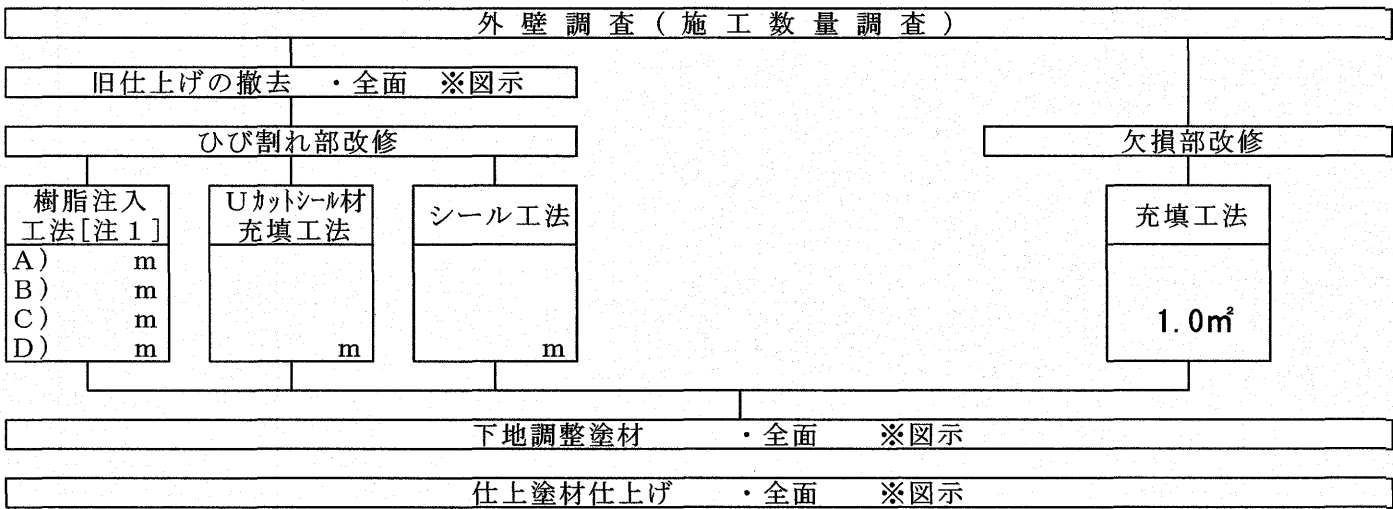
項 目			特 記 事 項			項 目			特 記 事 項			項 目			特 記 事 項		
5	目地改修工法	・セメントモルタルによるタイル張り タイル張りの工法 外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り ・有機系接着剤によるタイル張り ・下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ※目荒し工法	[4.4.16] [4.4.16]	6	樹脂製建具	・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 適用箇所 ※図示 ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 適用箇所 ※図示 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 網戸等	[5.2.2] [5.2.3] [5.2.3]	11	建具用金物	・ふすま 種別 ※Ⅰ型 ・Ⅱ型 上張りの種別 ・鳥の子 ・新鳥の子 ※ビニル紙 ・雲花紙(押入等の裏側) 見込み寸法(mm) ※図示(図示がない場合は表5.7.7による) 緑の仕上げ ※塗り縁 ・生地縁(素地) ・生地縁(ウレタンクリアー塗装) ・戸ぶすまの見込み寸法(mm) ※図示(図示がない場合は表5.7.7による) ・品質等 ※5.7.2(2)(i)(a)～(c)による 上張りの種別 ・鳥の子 ・新鳥の子 ※ビニル紙 ・雲花紙(押入等の裏側) ・紙張り障子の見込み寸法(mm) ※図示(図示がない場合は表5.7.7による) 枠、くつずりの材料 ※図示 接着剤の材料 ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆	[5.7.2][表5.7.10] [5.7.3][表5.7.7] [5.7.4] [5.7.3][表5.7.7] [5.7.2] [5.7.2]						
		・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地の位置及び寸法 ※図示	外部に面する建具 表面処理の種別 ※BB-1種 ・BB-2種 色合い等 ※標準色() ・特注色() 屋内に使用する建具 表面処理の種別 ※BC-1種 ・BC-2種 色合い等 ※標準色() ・特注色() ステンレス製くつずりの仕上げ ※HL 結露水の処理方法 ※製造所の仕様による ・図示 水切り板、ぜん板 ※製造所の仕様による ・図示 製造所 評価名簿による			[5.2.4][表5.2.2] [5.2.4][5.4.4] [5.2.5] [5.3.2]～[5.3.5][表5.3.1]	・種類及び見掛け部分の材質 ※表 5.8.1による 金属製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※表 5.8.2による 樹脂製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※表 5.8.3による 木製建具用の丁番の枚数及び大きさ ※表 5.8.4による 木製建具の戸車及びレール ※表 5.8.5による 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※図示			[5.8.2] [5.8.2] [5.8.2] [5.8.2] [5.8.2] [5.8.3]							
		既存塗膜等の除去及び下地処理	既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法 工法 処理範囲 ・サンダー工法 ※既存仕上面全体 ・図示 ・高圧水洗工法 ※既存仕上面全体 ・図示 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上面全体 ・図示 ※水洗い工法 ※既存仕上面全体 ・図示 ・他工法の処理範囲以外の既存仕上面全体			製造所 評価名簿による	マスターキーの製作(対応) ○製作する (・新規 ○既存合わせ) ・製作しない(※既存マスターキーに合わせる ・合わせない) 鍵の製作本数 ※3本1組 鍵箱 ・設ける(本用 組) ※設けない 製造所 評価名簿による(評価名簿に記載のないものは図示による)			[5.8.4] [5.8.4] [5.9.2] [5.9.2]							
①	下地調整材	材料 下地調整塗材 ※C-1(防水形複層塗材E施工箇所) ・C-2() ・CW-2() ・ポリマーセメントモルタル ・合成樹脂エマルジョンシーラー 工法 ※製造所の仕様による	[4.5.2]～[4.5.4] [4.5.4]	7	鋼製建具	・防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 適用箇所 ※図示 ・断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 適用箇所 ※図示 外部に面する建具の日射熱取得特性の等級 網戸等	[5.3.2][表5.3.2] [5.3.2][表5.3.3] [5.3.2] [5.3.2]	13	自動ドア開閉装置	戸の開閉方式 ・図示 ・片引き ・引分け ・片開き 引き戸用駆動装置 性能値 ※表5.9.1による バリアフリートイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置 性能値 ※表5.9.2による 引き戸用検出装置の種類 バリアフリートイレスイッチ ・大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ 引き戸用検出装置 性能値 ※表5.9.3による 種類 ・光線(反射)センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー ・電波センサー ・押しボタンスイッチ ・タッチスイッチ (・無線式タッチスイッチ ・光電式タッチスイッチ) ・適用する(塩害のおそれのある場合) ※適用しない 防錆 凍結防止措置 ・行う 製造所 評価名簿による	[5.9.2] [5.9.2] [5.9.2] [5.9.2] [5.9.2] [5.9.2] [5.9.2] [5.9.2]						
②	仕上塗材仕上げ	薄付け仕上げ塗材 呼び名 仕 上 げ の 形 状 工 法 備 考 ・外装薄塗材Si ・砂壁状 ・ゆず肌状 吹付け ・ゆず肌状 ・さざ波状 ローラー ・可とう形外装薄塗材Si ・砂壁状 ・ゆず肌状 吹付け ・ゆず肌状 ・さざ波状 ローラー ○外装薄塗材E ○砂壁状 ・ゆず肌状 吹付け ・平たん状 ・凹凸状 こて塗り ・ゆず肌状 ・さざ波状 ローラー ・着色骨材砂壁状 吹付け こて塗り ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 吹付け ・平たん状 ・凹凸状 こて塗り ・ゆず肌状 ・さざ波状 ローラー ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・さざ波状 ローラー ・外装薄塗材S ・凹凸状 吹付け ・砂壁状 吹付け 厚付け仕上げ塗材 呼び名 仕 上 げ の 形 状 工 法 備 考 ・外装厚塗材C ・吹放し ・凸部処理 吹付け ・平たん状 ・凹凸状 こて塗り ・ひき起こし ・掻き落とし ・外装厚塗材Si ・吹放し ・凸部処理 吹付け ・外装厚塗材E ・平たん状 ・凹凸状 ・こて塗り ・ひき起こし ・ローラー 複層仕上塗材 呼び名 仕 上 げ の 形 状 工 法 備 考 ・複層塗材CE ・ゆず肌状 ローラー ・複層塗材Si ・凸部処理 凹凸状 吹付け ・複層塗材E ・複層塗材RE ・可とう形複層塗材CE ・ゆず肌状 ローラー ・凸部処理 凹凸状 吹付け ○防水形複層塗材E 増塗材 ・防水形複層塗材RE ○適用する 可とう形改修用仕上塗材 呼び名 仕 上 げ の 形 状 工 法 備 考 ・可とう形改修塗材E ・平たん状 ・さざ波状 ローラー ・可とう形改修塗材CE ・ゆず肌状 吹付け ・可とう形改修塗材RE 防火材料の指定 ※なし ・あり(※図示)	[4.1.5][4.5.2][4.5.6][表4.5.1] [4.5.2]～[4.5.4] [4.5.4] [4.1.5][4.5.2][4.5.6][表4.5.1] [4.5.2] 														

項 目		特 記 事 項					項 目		特 記 事 項					項 目		特 記 事 項				
20	ガラスブロック積み	ガラスブロック材料 [5.14.5]					8	造作用単板積層材	・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材 施工箇所 樹種 化粧薄板の厚さ(mm) 寸法(mm) 見付け材面の品質 含水率 化粧薄板： ※ 図示 ※15%以下 芯材： 化粧薄板： 芯材：					19	軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 [6.6.2][表6.6.1] 屋 内 (※ 19形 ・ 25形) 屋 外 (・ 19形 ※ 25形) 屋外の軒天井、ピロティ天井等 野縁等の間隔 [6.6.3][表6.6.2] 野縁 野縁受 つりボルト及びインサート 周辺部の端からの距離 新規天井下地のつりボルト受け等のインサート及びあと施工アンカー [6.6.4] ※ 既存の埋込みインサートを使用する ・ 新たにつりボルト用あと施工アンカーを設ける つりボルトの引張試験 試験箇所数及び確認強度は6.6.4(9)による 屋内 ※ 行 う ・ 行わない 屋外 ※ 行 う ・ 行わない ・耐風圧性を考慮した補強 補強方法：※ 図示 適用箇所：※ 図示 ・ つりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強 補強方法：※ 図示 ○天井下地材における耐震性を考慮した補強 適用箇所：※すべて 図示 補強方法：・ 国土交通省平成25年告示第771号の基準に適合するもの ※ 6.6.4(8)による。ただし、ふところ1.5m以下の場合も適用し、 固定方法は専用金具又はボルトとし、溶接は不可とする。 ・天井のふところが3mを超える場合の補強 適用箇所：※ 図示				
		力骨 [5.14.5] 材 質 寸 法 形 状 ※ ステンレス鋼(SUS304) ※ 径5.5mm ※ はしご形状複筋及び単筋 ・ 化粧目地モルタルの色 [5.14.5] シーリング材の種類 ※ SR-1 金属製化粧カバー 材質 ・ ステンレス製 ・ アルミニウム製 寸法 ※ 図示 形状 ※ 図示 工法 [5.14.5] ・ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※ 図示 目地幅の寸法 ※ 図示 伸縮調整目地の位置 ※ 図示							・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 [6.5.2] 施工箇所 品名 厚さ(mm) 表面の化粧加工 防虫処理 ・ 有 (・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工) ・ 行 う ・ 図示 ・ 無 (等級： ・ 1等 ・ 2等 ・ 3等) ・ 行わない ・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 施工箇所 厚さ(mm) 表面の化粧加工 防虫処理 含水率 ・ 有 (・ 天然木化粧加工 ・ 塗装加工) ・ 行 う ※14%以下 ・ 図示 ・ 無 (等級： ・ 1等 ・ 2等 ・ 3等) ・ 行わない ・ C L T (直交集成板) 施工箇所 品名 曲げ強度(強度等級) 種別 接着性能(使用環境) 樹種 寸法(mm) ※ 図 示 下地用合板 [6.5.2] ・ 普通合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程 度 板面の品質 防虫 処理 難燃 防火 処理 ※ 5.5 ・ ラワン ・ 2類 広葉樹(※ 2等以上 ・) ・ しな ・ 2類 針葉樹(※ C-D以上 ・) ○構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程 度 等級 板面の品質 防虫 処理 強度等級 ※ 12.0 ○ 針葉樹 ※ 1類 ※ 2級以上 ※ C-D以上 ※ 指定しない 便所 針葉樹 ○ 特類 ・ 1級 ・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程度 防虫処理 ※ 1類 ・ 2類 ・ 特類 ・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 施工箇所 厚さ(mm) 化粧板に使用する単板の樹種名 接着の程度 防虫処理 ※ 1類 ・ 2類 ・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 接着の程度 単板の樹種名 化粧加工の方法 防虫処理 ※ 1類 ・ 2類 ・パーティクルボード 施工箇所 厚さ(mm) 表裏面の状態 による区分 曲げ強さ による区分 耐水性に による区分 難燃性 による区分 ※ 15.0 ・ 素地(・ 研磨板 ・ 無研磨板) ※ 13タイプ ※ P又はMタイプ ・ 単板張り (・ 研磨板 ・ 無研磨板) ・ 構造用パネル 施工場所 品名 厚さ(mm) 等 級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級 ・ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF) 施工箇所 厚さ(mm) 表裏の状態 による区分 曲げ強さ による区分 接着剤 による区分 難燃性 による区分 造作材の化粧面の釘打ち [6.5.3] ・ 織り方 (※ 隠し釘打ち ・) ・ 適用しない 諸金物の形状、寸法及び材質 [6.5.3][表6.5.3～6.5.5] ・ 6.5.3(2)(7)による 接着剤 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 取付工法 ※ 接着工法 ・ あと施工アンカー (径： 長さ：) 接着剤 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ ・ 薬剤の加圧注入による防腐及び防蟻処理 [6.5.5] 適用部材 保存処理性能区分 ・ K 2 ・ K 3 ・ K 4 ・ ・ K 2 ・ K 3 ・ K 4 ・ ・ 薬剤の塗布等による防腐及び防蟻処理 適用部材 処理の方法 薬剤の種類 ※ 薬剤製造所の仕様による ・ 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 適用部位 () ・ 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部位 () ※ 図示 ・ [6.5.6] ※ 図示 ・ [6.5.6] ※ 図示 ・ [6.5.7] ※ 図示 ・ [6.5.8] ※ 図示 ・ [6.5.9]							野縁等の種類 [6.6.2][表6.6.1] 屋 内 (※ 19形 ・ 25形) 屋 外 (・ 19形 ※ 25形) 屋外の軒天井、ピロティ天井等 野縁等の間隔 [6.6.3][表6.6.2] 野縁 野縁受 つりボルト及びインサート 周辺部の端からの距離 新規天井下地のつりボルト受け等のインサート及びあと施工アンカー [6.6.4] ※ 既存の埋込みインサートを使用する ・ 新たにつりボルト用あと施工アンカーを設ける つりボルトの引張試験 試験箇所数及び確認強度は6.6.4(9)による 屋内 ※ 行 う ・ 行わない 屋外 ※ 行 う ・ 行わない ・耐風圧性を考慮した補強 補強方法：※ 図示 適用箇所：※ 図示 ・ つりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強 補強方法：※ 図示 ○天井下地材における耐震性を考慮した補強 適用箇所：※すべて 図示 補強方法：・ 国土交通省平成25年告示第771号の基準に適合するもの ※ 6.6.4(8)による。ただし、ふところ1.5m以下の場合も適用し、 固定方法は専用金具又はボルトとし、溶接は不可とする。 ・天井のふところが3mを超える場合の補強 適用箇所：※ 図示				
21	建築窓ガラス用フィルム	名 称 種類、記号 ※ ガラス飛散防止フィルム ※ G I-1、G D-1 ・ G I-2、G D-2 品質 JIS A 5759による					9	直交集成板						20	軽量鉄骨壁下地	スタッド、ランナー等の種類 ※ 表6.7.1による ・ 図示 [6.7.3][表6.7.1] スタッドの高さが5mを超える場合 ※ 図示 ・ 図示 [6.7.3] 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 14.5.4(5)による ・ 図示 [6.7.4]				
内装改修工事		1 1 他 の 部 位 と の 取 合 い 等 [6.1.3] 撤去壁と取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※ 図示 ・ 壁厚程度 天井内の撤去壁と取合う天井の改修範囲 ※ 図示 ・ 壁面から両側600程度 撤去天井と取合う壁の改修範囲 ※ 図示 ・ 既存のまま 各部仕上げは、既存仕上げに準じたものとする 2 2 既 存 床 の 撤 去 及 び 下 地 補 修 [6.2.2] ・ ビニル床シート等の除去等 ※ 仕上げ材のみ(接着剤等共) ・ 下地モルタル共(撤去範囲：※ 図示 ・ 撤去範囲すべて) ・ 合成樹脂塗床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法 改修後の床の清掃範囲 ※ 改修部分の端部から1.0m程度の範囲(工事で汚した範囲共) 3 3 既 存 壁 の 撤 去 及 び 下 地 補 修 [6.3.2] 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※ 図示 ・ モルタル塗り〔4.3.10〕による 4 4 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド 放 散 量 [6.5.2] ※ 6.5.2 (9) の い ず れ か に よ る 。 5 5 目 視 検 査 日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材の欠点がないことの確認は、 樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%以上とする。 6 6 製 材 [6.5.2] ・ 下地用針葉樹製材 施工箇所 ※ 図示 樹種 ・ 杉 ・ 桧 寸法(mm) ※ 図示 等級 日本農林規格を使用する場合： ・ 1級 ※ 2級 日本農林規格以外を使用する場合： ※ 特一等 ・ 一等 含水率 ※ 15%以下 保存処理 ・ 行 う ・ 行わない 防虫処理 ・ 行 う ・ 行わない 難燃処理 ・ 行 う ・ 行わない ・ 造作用針葉樹製材 施工箇所 ※ 図示 樹種 ・ 杉 ・ 桧 寸法(mm) ※ 図示 等級 日本農林規格を使用する場合 見え掛かり面： ※ 上小節 ・ 無節 日本農林規格以外を使用する場合 見え掛かり面以外※小節以上 見え掛かり面： ※ 上小節 ・ 無節 ・ 特一等 見え掛かり面以外※小節以上 ・ 特一等 含水率 ※ 15%以下 保存処理 ・ 行 う ・ 行わない 防虫処理 ・ 行 う ・ 行わない 難燃処理 ・ 行 う ・ 行わない ・ 広葉樹製材 施工箇所 ※ 図示 樹種 ・ 寸法(mm) ※ 図示 等級 日本農林規格を使用する場合： ・ 特等 ※ 1等 ・ 2等 日本農林規格以外を使用する場合： ※ 特一等 ・ 一等 含水率 ※ 10%以下 保存処理 ・ 行 う ・ 行わない 防虫処理 ・ 行 う ・ 行わない 難燃処理 ・ 行 う ・ 行わない 7 7 造 作 用 集 成 材 [6.5.2] ホルムアルデヒド放散量等 ※ 6.5.2(9)による ・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 施工箇所 品名 樹種 寸法(mm) 見付け材面数 見付け材面の品質 ※ 図 示 ※ 1等 ・ 2等 ・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材 施工箇所 品名 樹種 化粧薄板の厚さ(mm) 寸法(mm) 見付け材 面数 見付け材面 の品質 化粧薄板： ※ 図示 ・ ※ 1等 芯材： ・ ※ 2等 化粧薄板： 芯材： ・ 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材 施工箇所 樹種 寸法(mm) 見付け材面の品質 含水率 ※ 図 示 ※15%以下					10 合板等					21 (床仕上げ) ビニル床シート張り [6.8.2～6.8.3] 種類 の 記 号 色 柄 厚 さ (mm) 特殊機能 施工箇所 備考 ※ F S ※ 無地 ※ 2.0 ○ 防汚性 ○ 抗菌性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ※ F S ※ 無地 ※ 2.0 ○ 防汚性 ○ 抗菌性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ F O A ・ F O B ・ ・ ・ ・ ・ ・ 接合部の処理 ※ 熱溶接工法 ・ 突付け (施工箇所：) 帯電防止性能 ※ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満又は 体積電気抵抗値(JIS A 1454)1×10 ⁷ ～10 ¹⁰ Ω程度 下地 ※ 図示 ・ 種類 の 記 号 色 柄 寸 法 厚 さ (mm) 特殊機能 施工箇所 ※ K T ○ 無地 465×465 ※ 2.0 ・ ○ 帯電防止 ・ 防滑性 電気室 ・ T T ・ F T ・ 柄物 ・ 2.0 ・ ・ 帯電防止 ・ 防滑性 ・ F O A ・ F O B ・ ・ ・ ・ 帯電防止 ・ 防滑性 帯電防止性能 ※ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満又は 体積電気抵抗値(JIS A 1454)1×10 ⁷ ～10 ¹⁰ Ω程度 種 類 寸 法 (mm) 厚 さ (mm) 備考 ・ レジンコンクリート系 ※ 300×300 ※ 30 ※ JIS T 9251適合品 ・ タイル系 ・ 60 ・ 塩化ビニル系 ※ 300×300 ※ 図示 材 種 厚 さ (mm) 高 さ (mm) 施 工 箇 所 ※ 軟質 ・ 硬質 ※ 1.5 ・ ※ 60 ○ 75 ・ 100 図示 色 柄 種 類 厚 さ (mm) 寸 法 (mm) 備 考 ・ 単層 ・ 複層 ・ 3.0 ・ 4.0 ・ 5.0 ・ 6.0 ・ 9.0 ・ 織じゅうたん [6.9.2][表6.9.1] 織り方 バイル形状 帯電性 品質(公表単価(円/㎡)) ・ ウォルトカーペット ・ カットバイル ・ 摘要する ・ グラフウォルカーペット ・ ループバイル ・ アキンスカーペット ・ カット、ループ併用 色柄、バイル系の種類 ※ 模様のない無地のもの 種別 (・ A種 ・ B種 ・ C種) ・ タフテッドカーペット バイル形状 バイル長 工 法 帯電性 品質(公表単価(円/㎡)) ・ カットバイル ・ ※ 全面接着工法 ・ 摘要する ・ ループバイル ・ グリッパー工法 ・ レベルループバイル ・ カット、ループ併用 ・ タイルカーペット 種類 バイル形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質(公表単価(円/㎡)) ※ 第一種 ・ カットバイル ※ ループバイル ※ 500×500 ※ 6.5 ※ 第二種 ・ カットバイル、ループ併用 ・ ・ 7.0 タイルカーペットの敷き方 平場 ※ 市松敷き ・ 模様流し 階段部分 ※ 模様流し ・ 市松敷き ・ 下敷き材 ※ JIS L 3204(反毛フェルト)に基づく第2種2号、呼び厚さ 8.0mm 取付け用付属品 見切り ※ (材質 種類 形状) ・ 図示 押え金物 ※ (材質 種類 形状) ・ 図示 種 別 施 工 箇 所 工 法 仕 上 げ の 種 類 ・ 厚膜型塗床材 ※ 図示 ※ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ 弾性ウレタン樹脂系塗床 ・ つや消し仕上げ ○厚膜型塗床材 ※ 図示 ・ 薄膜流しのべ工法 ○平滑仕上げ ・ エポキシ樹脂系塗床 ・ 厚膜流しのべ工法 ○防滑仕上げ ・ 樹脂モルタル工法 ・ 薄膜型塗床 ※ 図 示 ※ 平滑仕上げ 塗床材の塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆								
SINKO		高知市 都市建設部 公共建築課 係 係 長 課 長 補 佐 課 長 平岡 菅岡 濱口 松本					PROJECT 高須雨水ポンプ場耐震改修工事 (R7-1) 株式会社新晃総合コンサルタント 高知県登録 一級建築士登録第198402号 第893号 北島 敬次					TITLE 改修特記仕様書 (5) 整理番号 NO. A 05								

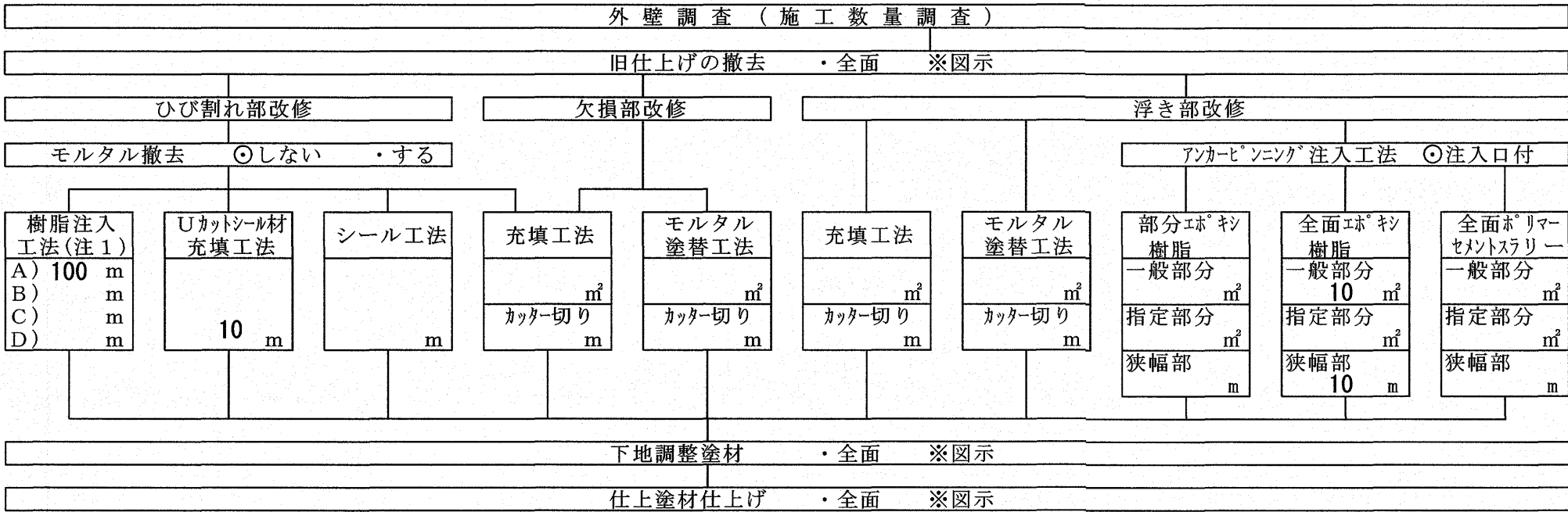
項目		特記事項				項目		特記事項				項目		特記事項											
28	フローリング張り	単層フローリング [6.11.2][6.11.3][6.11.4][6.11.6][表6.11.1][表6.11.3][表6.11.5]				32	接着剤	壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木、フローリングその他内装に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆				5	塗装の種類	[7.3.2、7.5.2～7.13.2][表7.5.1～表7.13.1]											
		種類		工法				厚さ(mm)		樹種				備考		略号		塗装		塗装面		塗替え		新規	
		・フローリングボード1等		・釘留め工法(根太張り)				※15		・						・SOP		合成樹脂調合ペイント塗り		木部(屋外)		※B種		※A種	
				・釘留め工法(直張り)				・12		・								塗料の種類 ※1種		木部(屋内)		※B種		※B種	
		・フローリングブロック1等		・接着工法				・8		・										鉄鋼面		※B種		※B種	
				・接着工法				※15		・										亜鉛めっき鋼面		※B種		※B種	
																				亜鉛めっき鋼面(亜鉛めっき鋼面)		※A種		※B種	
		フローリングボードの幅、長さ ※表6.11.1、表6.11.3、表6.11.5による フローリングブロックの幅、長さ ・300×300 ・303×303																							
		複合フローリング [表6.11.2][表6.11.4][表6.11.6]																							
		工法		種別				厚さ(mm)		樹種				備考											
・釘留め工法(根太張り)		・A種		※12		・																			
・釘留め工法(直張り)		・B種		・15		・																			
・接着工法		※C種		(ひき板の厚さ) ・3mm以上 ※表6.11.4		・																			
フローリングの幅、長さ ※表6.11.2、表6.11.4、表6.11.6による 接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート [6.11.5] 塗装 ・工場塗装 ウレタン樹脂ワニス塗り [6.11.6][7.11.1] ・現場塗装 ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・A種 ※B種 ・オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・生地そのままワックス塗り (自然塗料)																									
複合フローリングのホルムアルデヒド放散量 [6.11.2] ※F☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの																									
・量 種別 ※D種 (量床・KT-I・KT-II※KT-III・KT-K・KT-N) [6.12.2][表6.12.1]																									
・衝撃緩和型量 量表 ・C1 ・C2																									
29	畳敷き	材料 [6.13.2][表6.13.1]				33	モルタル塗り	モルタル ※現場調合材料 ・既調合材料 () [6.15.3] 既製目地材 ・適用する(形状:※図示) [6.15.5] 仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※ステンレス製アンカーピン縦横φ200打込、ステンレス製ラス等張り ・図示 床の目地 ・適用する (目地割り ※2㎡程度 最大目地間隔3m程度) [6.15.6] (種類 ※押し目地) タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う ・行わない 伸縮調整目地の位置 ・図示 ※6.16.2(1)(7)による [6.16.2] タイルの見本焼き ※行わない [6.16.2] タイルの試験張り ※行わない [6.16.2] ・セメントモルタルによるタイル張り [6.16.3]				6	耐震改修工事	①一般事項											
		種 類		JISの記号				厚さ(mm)		規格等															
		・硬質木毛セメント板		HW				・15 ・20 ・25																	
		・普通木毛セメント板		NW				・15 ・20 ・25																	
		・硬質木片セメント板		HF				・12 ・16 ・18 ・21																	
		・普通木片セメント板		NF				・30																	
		○けい酸カルシウム板 (ノンアスベスト)		0.8FK 1.0FK				タイプ2(無石棉) ○6		・8															
		○化粧けい酸カルシウム板						○6																	
		・ロックウール化粧吸音板		DR				※25 ※25(グラスクロス包) ※12.5(不燃) ・15(不燃) ・9.5(準不燃) ・9.5(不燃) ・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様)																	
		・ロックウール吸音ボード1号		RW-B				※25																	
・グラスウール吸音ボード2号32K		GW-B		※25(グラスクロス包)																					
・せっこうボード		GB-R		※12.5(不燃) ・15(不燃) ・9.5(準不燃)																					
・不燃積層せっこうボード		GB-NC		・15(不燃) ・15(不燃) ・9.5(準不燃)																					
○シージングせっこうボード		GB-S		※12.5(不燃) ・15(不燃) ・9.5(準不燃)																					
・強化せっこうボード		GB-F		・12.5(不燃) ・15(不燃)																					
・せっこうラスボード		GB-L		・9.5 ・12.5																					
○化粧せっこうボード(化粧模様)		GB-D		○9.5(準不燃) ・12.5(不燃)																					
・化粧せっこうボード(木目)		GB-D		・9.5(準不燃) ・12.5(不燃) 模様()																					
・普通合板				表板の樹種名 ※図示 板面の品質 () 厚さ(mm) () 接着の程度 ・1類 ・2類 ・防虫処理 ・難燃処理 ・防火処理																					
・コンクリート型枠用合板				厚さ(mm) ()																					
・構造用合板				厚さ(mm) ()																					
・天然木化粧合板				化粧板の樹種名 () 接着の程度 ・1類 ・2類 厚さ(mm) () ・防虫処理																					
・特殊加工化粧合板 (・メラミン化粧合板) (・ポリエステル化粧合板) (・プリント合板) (・)				表面性能 ・F ・FW ・W ・SW 接着の程度 ・1類 ・2類 厚さ(mm) () ・防虫処理																					
・ミディアムデンシティファイバーボード		MDF		・3 ・7 ・9 ・12																					
・単板張りパーティクルボード				・無研磨板 ・研磨板 ・10 ・12 ・15 ・18																					
・化粧パーティクルボード				・単層オーバーレイ ・塗装 ・プラスチックオーバーレイ ・10(難燃) ・12(難燃)																					
・ハードボード(素地)		HB		・無研磨板(・スタンダード ・テンパード) ・研磨板 (・スタンダード ・テンパード)																					
・ハードボード(化粧)				・内装用 ・外装用 ・2.5 ・3.5 ・6 ・7																					
・インシュレーションボード		IB		A級(・天井仕上 ・内装仕上) ・9 ・12 ・15 ・18																					
せっこうボードの目地処理の種類 [6.13.3][表6.13.3]																									
目地工法の種類		せっこうボードのエッジの種類																							
継目処理工法		・テーパエッジ ※ベベルエッジ																							
突付け工法		※ベベルエッジ ・スクエアエッジ																							
目透し工法		※スクエアエッジ ・ベベルエッジ																							
合板類の張付け ・A種 ※B種 [6.13.3][表6.13.3] MDF及びパーティクルボード並びに合板のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの [6.13.2] 遮音壁に用いるシール材 ・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド [6.13.2] 天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く) [6.13.3] ()																									
31	壁紙張り	壁紙 [6.14.2]				34	タイル張り	標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・MCR工法 ・目荒し工法 ・ 壁タイル張りの工法 内装タイル ・密着張り ・改良圧着張り [表6.16.4] ○有機系接着剤によるタイル張り [6.16.4]				7	耐震改修工事	②鉄筋の種類											
		種類		程度				防火性能		施工箇所															
		※塩化ビニル樹脂系		・不燃				・準不燃 ・難燃																	
		・		・不燃				・準不燃 ・難燃																	
		・		・不燃				・準不燃 ・難燃																	
		素地ごしらえ モルタル面及びプラスター面 ・A種 ※B種 [6.14.3][表7.3.4] コンクリート面及びALCパネル面 ・A種 ※B種 [6.14.3][表7.3.5] せっこうボード及びその他のボード面 ・A種 ※B種 [6.14.3][表7.3.7] 壁紙のホルムアルデヒドの放散量等 ※F☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの [6.14.2]																							
		タイル張り		タイル張り				タイル張り		タイル張り															
		タイル張り		タイル張り				タイル張り		タイル張り															
		タイル張り		タイル張り				タイル張り		タイル張り															
		タイル張り		タイル張り				タイル張り		タイル張り															

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項	
⑦	帯筋組立の形、離手及び定着	※ 図示	[8.3.4]	⑮	鉄骨製作工場	※ 「指定性能評価機関」による大臣認定工場で当該設計図書の内容を満たす評価基準を有する工場 ○ Sグレード ○ Hグレード ○ Mグレード ○ Rグレード ・ Jグレード	[8.1.5]
⑧	壁の配筋	壁筋の定着長さ ※ 図示 シアコネクタの種類、径、長さ、彫込み深さ及び間隔 ※ 図示	[8.3.7] [8.3.7][8.7.8]	⑰	鉄骨製作工場における施工管理技術者の配置	適用する	[8.1.6]
⑨	壁開口部の補強	※ 図示	[8.3.7]	⑲	鉄骨の「 π 」状の間隔縁端距離等	※ (一社)日本建築学会「建築工事標準仕様書6 鉄骨工事」による。	[8.13.2]
10	スリーブの材種、規格等	※ 下記の通り (i) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 (ii) 地中部分で水密を要しない部分に用いるスリーブは、硬質ポリ塩化ビニル管とする。 (iii) (i)及び(ii)以外の円形スリーブは、溶融亜鉛めっき鋼板とし、原則として、筒形の両端を外側に折り曲げてつばを設ける。また、必要に応じて、円筒部を両方から差し込む伸縮形とする。 (iv) 硬質ポリ塩化ビニル管は、防火区画を貫通する場合には使用しない。 なお、柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分は、紙チューブとすることができる。	[8.2.7][表8.2.6]	⑳	鋼材 (図面番号B-01参照)	[8.2.8][表 8.2.7]	
11	圧接完了後の試験	試験方法 ※ 超音波探傷試験 (全数)	[8.3.8]	㉑	高力ボルトの種類等	※ トルシア形高力ボルト (S10T) (ねじの呼び ※ 図示) ・ JIS 形高力ボルト (F10T) (ねじの呼び ※ 図示) ・ ナット回転法の場合、 π の長さが呼びの5倍を超える場合の回転量 (※ 図示) ○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト (F8T 相当) (ねじの呼び ※ 図示)	[8.2.9] [8.2.9] [8.14.7] [8.2.9]
⑫	既存部分の取り扱い	既存仕上げの撤去範囲 ※ 図示 設備機器、配管等の撤去及び移設 ※ 図示 既存構造体の撤去範囲 ※ 図示 はつりだし鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示 目荒らしの程度 既存柱・梁 ※ 平均深さで2〜5mm (最大で5〜7mm)程度の凹面を、合計が打継ぎ面の15〜30%程度の面積となるように全体にわたってつける。 増打ち壁増設 ※ 既存壁には打継ぎ面の10〜15%程度を目安として目荒しを行う。 割製補強筋の仕様 ※ 図示	[8.21.2] [8.21.2] [8.21.2] [8.21.2] [8.21.3][8.22.2][8.23.2] [8.21.3][8.22.3][8.23.3][8.26.6] [8.21.3][8.22.3][8.23.3][8.26.6] [8.21.6][8.22.7] [8.1.3][表8.1.1]	㉒	スタッド	種類等 ※ 図示	[8.2.11]
⑬	(コンクリート等)コンクリートの種別	※ I 類 ・ II類	[8.1.3][表8.1.1]	㉔	溶接接合 (技能資格者)	溶接技能者への技量付加試験 ・ 行う ※ 行わない 代替エンドタブを使用する場合は、技量付加試験を行うか、AW検定協議会が実施する代替エンドタブ検定により認定された溶接技能者でなければならない	[8.15.3]
⑭	コンクリートの材料及び調査	※ 普通コンクリート 設計基準強度 Fc (N/mm2) スランプ (cm) 適用箇所 ※ 24 ・ 15 ○ 18 全て ・ 18 ・ 15 ・ 18 セメントの種類 ※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・ 高炉セメントB種 適用箇所 () ・ フライアッシュセメントB種 適用箇所 () ・ 軽量コンクリート 設計基準強度 Fc (N/mm2) スランプ (cm) 使用箇所 ※ 21 ※ 18 種類 ・ 1 種 (t/m3) ・ 2 種 (t/m3) 骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B 混和材料 ○ 混和剤 ※ A E 剤又は A E 減水剤標準形 (JIS A 6204) ・ 高性能 A E 減水剤標準形 (JIS A 6204) ・ フライアッシュ (・ I 種 ・ II種 ・ IV種) (JIS A 6201) ・ コンクリート用高炉スラグ微粉末 (JIS A 6206) ・ コンクリート用シリカフューム (JIS A 6207) ・ コンクリート用膨張材 (JIS A 6202) 構造体強度補正值 (S) ※表8.2.4による 外部に面するコンクリートの打増し厚さ (mm) 外壁 ※ 図示 ・ 20 ・ 25 その他 ※ 図示 ・ 20	[8.1.3][8.1.4] [8.1.3][8.1.4]<				

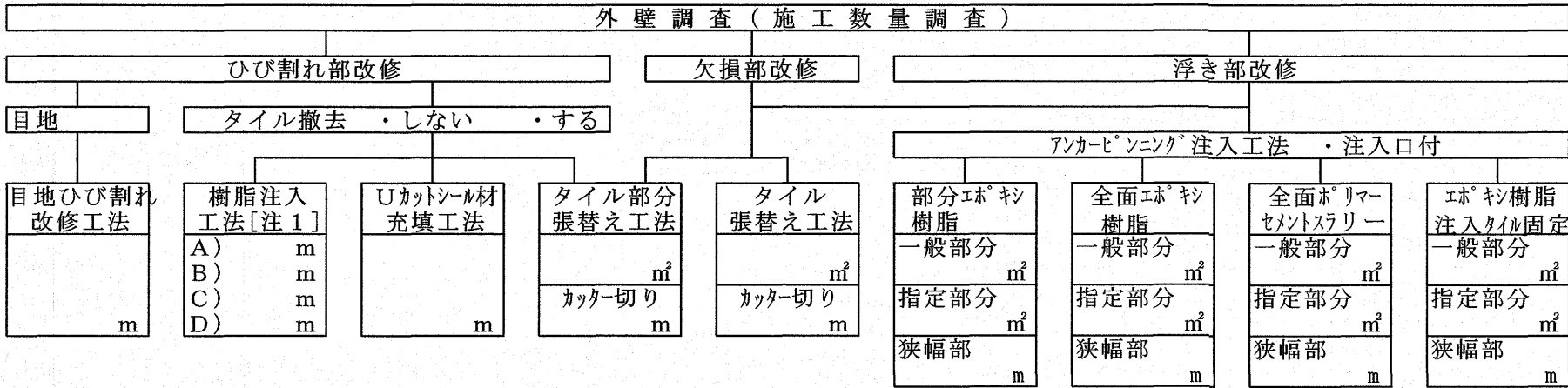
○コンクリート打放し仕上げ外壁の場合



○モルタル塗り仕上げ外壁の場合



・タイル張り仕上げ外壁の場合



(注1) ひび割れ幅(mm)が、A)0.2以上1.0以下、B)0.2以上0.3未満、C)0.3以上0.5未満、D)0.5以上1.0以下を示す
A)は自動式低圧エキポシ樹脂注入工法を示し、
B)・C)・D)は手動式エキポシ樹脂注入工法、機械式エキポシ樹脂注入工法を示す。

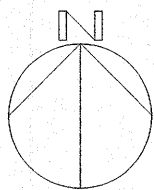
石綿含有建材分析結果報告書一覧

建 材 名	採 取 場 所	石綿含有の有無
外壁塗材	外壁	有 ・ 無
リシン吹付	屋外階段 軒裏	有 ・ 無
パーライト吹付	移送ポンプ室 壁	有 ・ 無
ジュラックス塗り	板間 壁	有 ・ 無
岩綿吸音板（PB下地共）	2階電気室 天井	有 ・ 無
塗装下地モルタル	2階電気室 壁	有 ・ 無
モルタル	2階電気室 床	有 ・ 無
ビニル床タイル	2階電気室 床	有 ・ 無

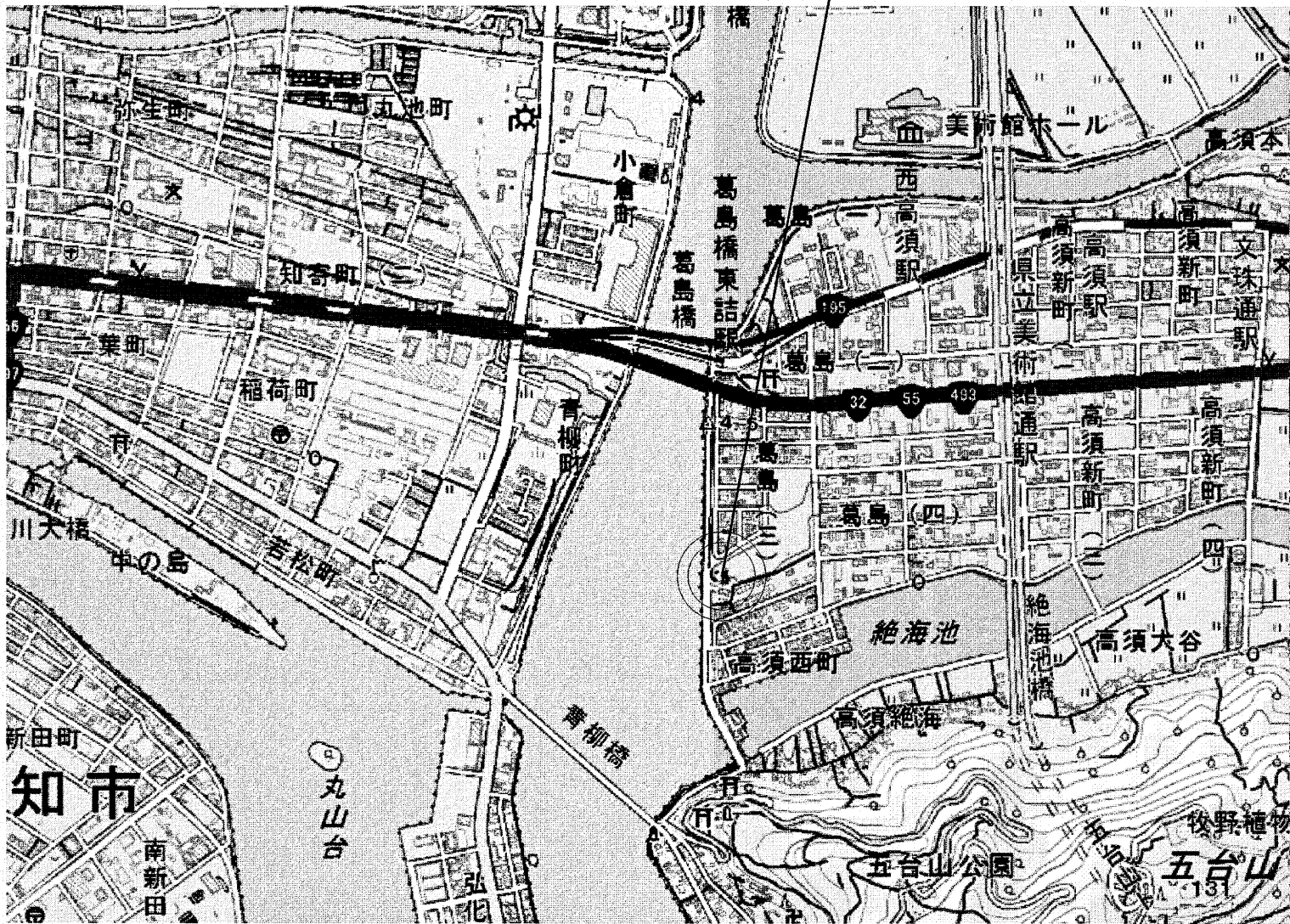


高知市	都市建設部	公共建築課
係	係 長	課長補佐 課 長

PROJECT		TITLE		SCALE	
高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7ー1）		改修特記仕様書（9）		1/	
株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録 一級建築士登録第198402号	整理番号	No.	A ー 09
高知市朝倉横町1-32 TEL(088)855-7877 FAX(088)855-7878		第893号 北島 敬次			



工事場所：高須雨水ポンプ場
高知市葛島三丁目11番74号



敷地案内図

工事概要

- ・本工事は高須雨水ポンプ場の耐震改修及び自家発電設備更新に伴う内装改修等を行うものである。

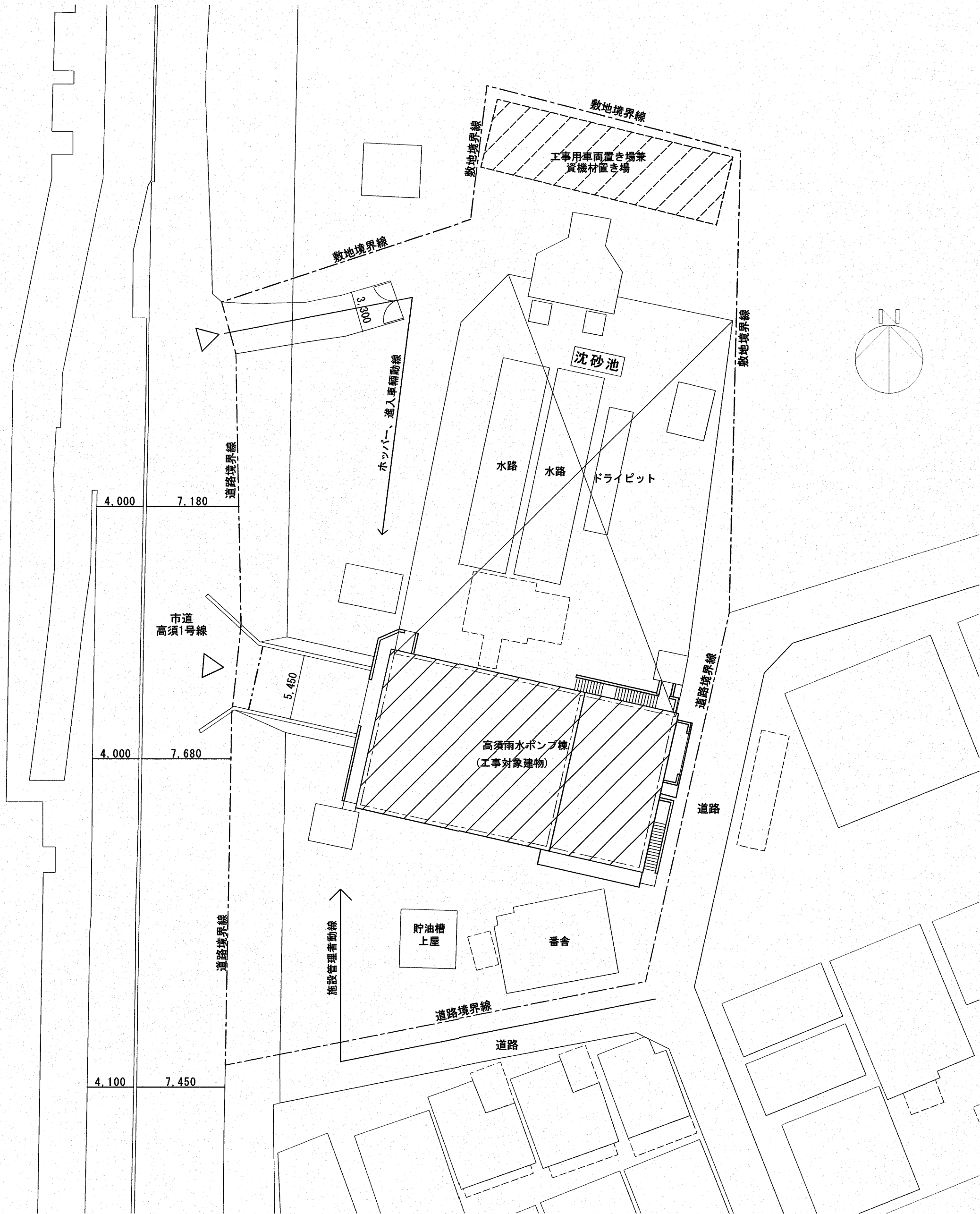
特記事項

- ・高須雨水ポンプ場は、工事期間も稼働している。日常管理及び降雨の状況によりポンプ及び発電機の稼働に支障がないように施設管理者と作業計画等の協議をしながら工事を進捗させること

△：工事用車両進入口

-----：ガードフェンスH=1800程度 + フェン保安灯

国分川



配置図 S=1:300



高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知市朝倉横町1-32 TEL(088)855-7877 FAX(088)855-7878

TITLE

敷地案内図・配置図兼外部仮設計画図

SCALE

1/50

高知県登録

一級建築士登録第198402号

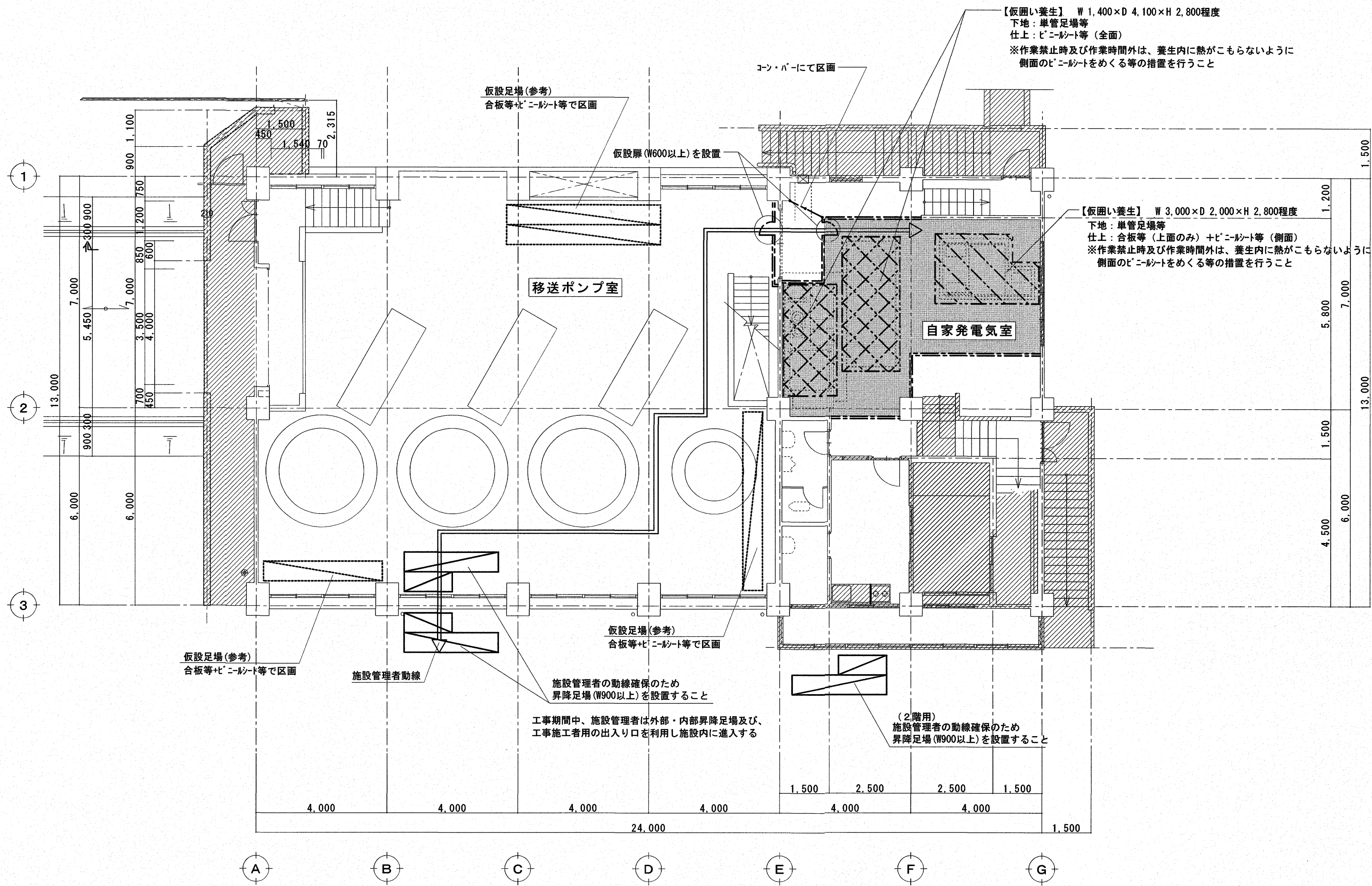
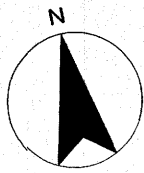
第893号

北島 敬次

整理番号

NO.

A-10-1



1 階 仮 設 計 画 図 S=1/100

【施工条件】

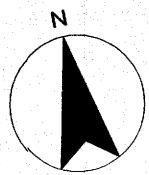
- (1)  : この部分は、大雨注意報以上の気象情報発表中又は発表同等の大雨等があり、建物内ポンプの稼働時は作業禁止とする。
なお、作業中に発表等があった場合は、直ちに作業を中止すること。
- (2) 【仮囲い養生】 : 作業禁止時及び作業時間外は、養生内に熱がこもらないように側面のビニールシートをめくる等の措置を行うこと。
- (3) 移送ポンプ室、自家発電機室は工事期間中に施設管理者が点検等で使用する。
- (4) 施設管理者は昇降足場（図示）及び施工者用出入り口から出入りする。
- (5) 解体撤去時等の粉塵が発生する作業時は、作業箇所以外に飛散させないようにビニールシート等で作業箇所を囲うなどの養生を行うこと。

凡例

===== 仮設間仕切り (B種) を示す

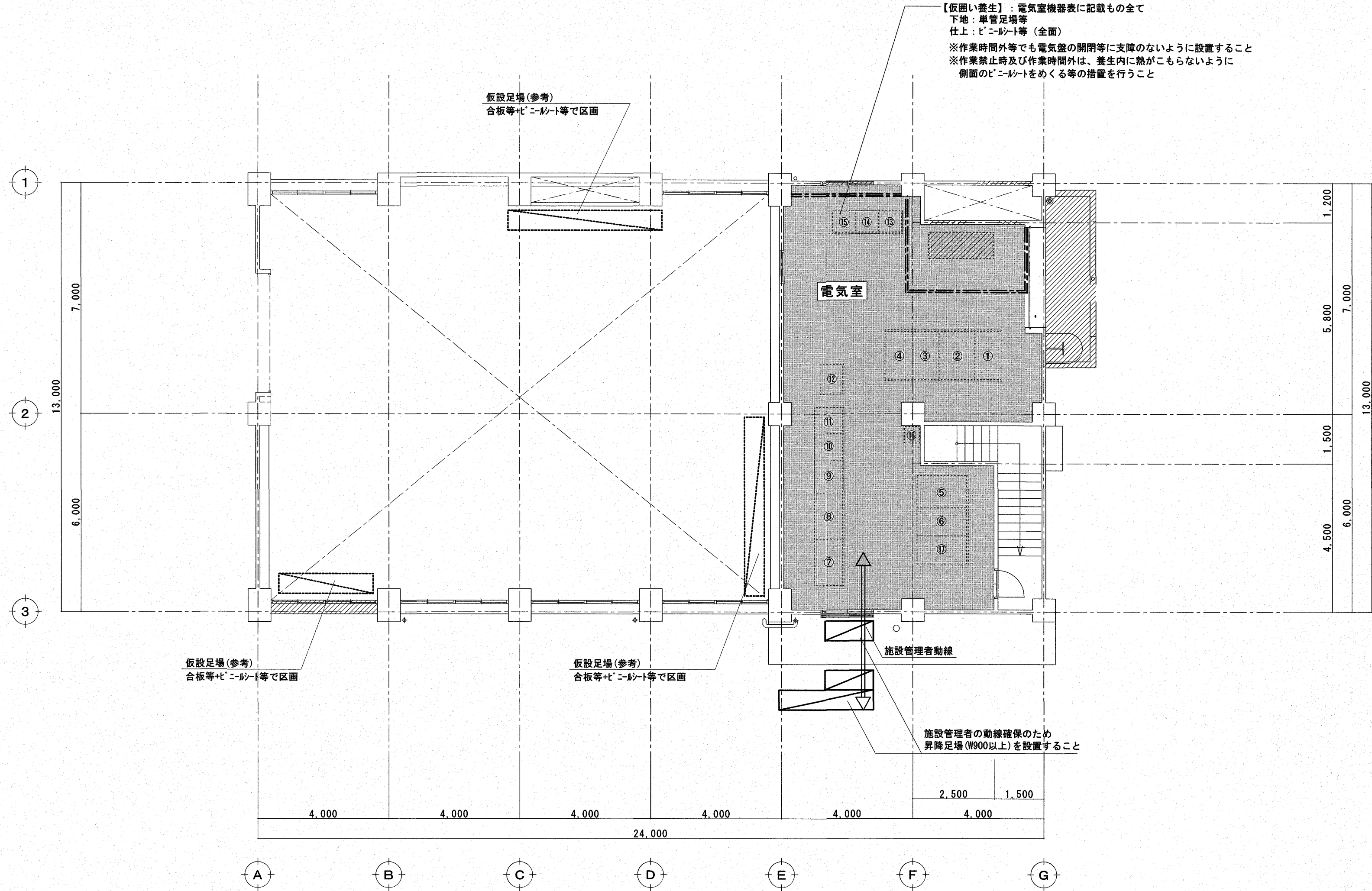
 撤去範囲を示す

 SINKO	高知市 都市建設部 公共建築課				PROJECT		TITLE		SCALE	
	係 係 長 課長補佐 課 長				高須雨水ポンプ場耐震改修工事 (R7-1)		1 階仮設計画図		1/100	
	   				株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録 一級建築士登録第 198402 号	整理番号	NO.	A-10-2
					高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878		第 893 号	北島 敬次		



電気室機器表：【仮囲い養生】を実施すること

番号	名 称	サイズ (W×D×H)
①	高圧受電盤	730×1,650×2,350
②	自家発電機電気室操作盤・切替盤	1,100×1,650×2,350
③	No.4 雨水ポンプ盤	800×1,650×2,350
④	No.4 雨水ポンプ始動盤	800×1,650×2,350
⑤	200V変圧器盤	1,000×1,650×2,350
⑥	照明変圧器盤	800×1,650×2,350
⑦	No.1 雨水ポンプ電気室操作盤	1,450×900×2,350
⑧	No.2 雨水ポンプ電気室操作盤	1,450×900×2,350
⑨	No.3 雨水ポンプ電気室操作盤	1,000×900×2,350
⑩	No.4 雨水ポンプ電気室操作盤	800×900×2,350
⑪	沈砂池設備電気室操作盤	800×900×2,350
⑫	テレメーター入力盤	950×700×2,350
⑬	No.3 直流電源盤	750×750×1,850
⑭	No.2 直流電源盤	750×750×1,850
⑮	制御用直流電源盤	750×750×1,850
⑯	雨水流入ゲートバイパスゲート盤	500×550×2,400
⑰	低圧電力盤	900×1,650×2,350



2 階 仮 設 計 画 図 S=1/100

【施工条件】

- (1)  : この部分は、大雨注意報以上の気象情報発表中又は発表同等の大雨等があり、建物内ポンプの稼働時は作業禁止とする。
なお、作業中に発表等があった場合は、直ちに作業を中止すること。
- (2) 【仮囲い養生】：作業禁止時及び作業時間外は、養生内に熱がこもらないように側面のビニールシートをめくる等の措置を行うこと。
- (3) 電気室は、工事期間中に施設管理者が点検等で使用する。
- (4) 施設管理者は昇降足場（図示）及び施工者用出入り口から出入りする。
- (5) 解体撤去時等の粉塵が発生する作業時は、作業箇所以外に飛散させないようにビニールシート等で作業箇所を囲うなどの養生を行うこと。

凡例

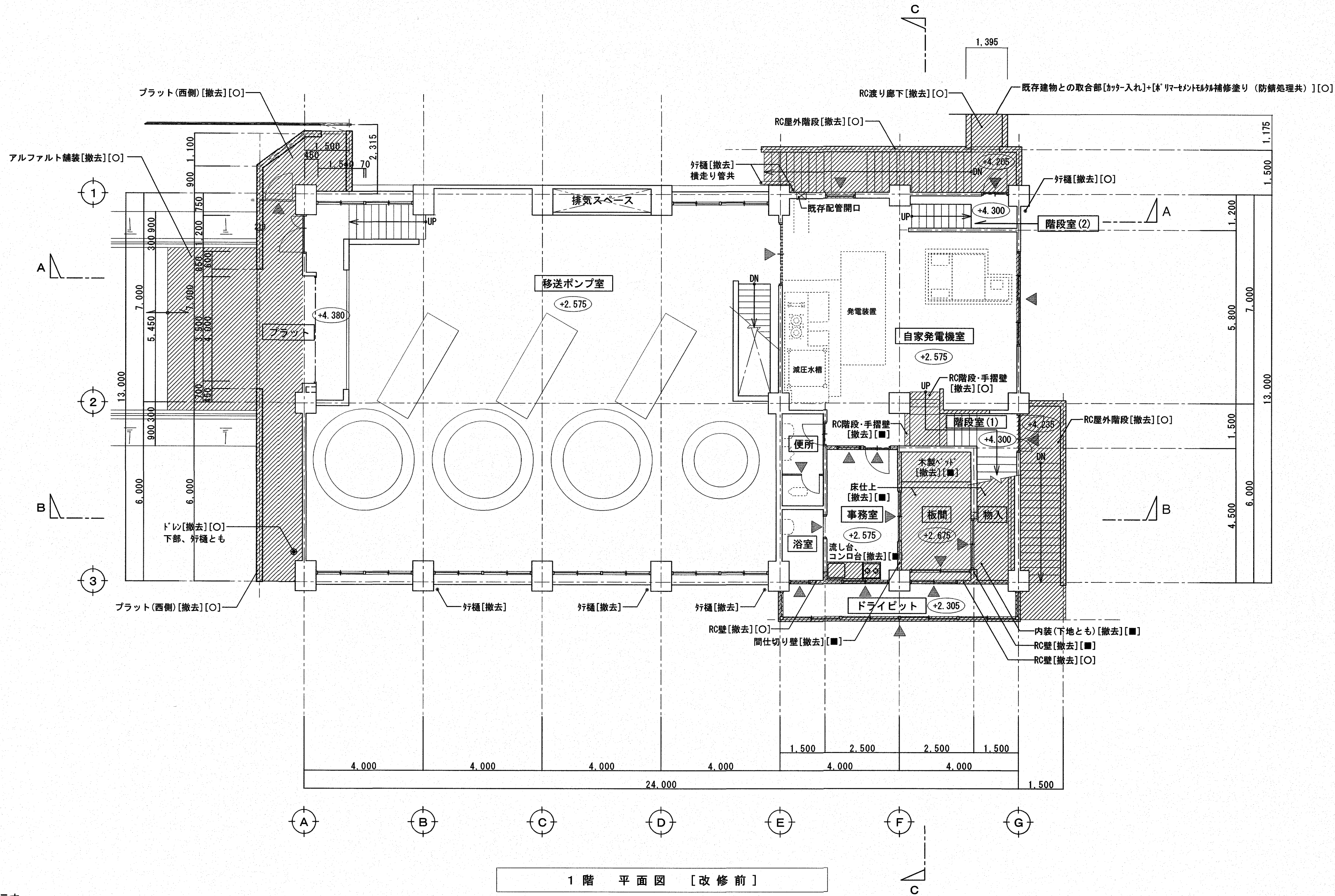
----- 仮設間仕切り (B種) を示す

/// 撤去範囲を示す

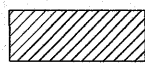
外部仕上表				
部位		既存仕上		改修後仕上
屋根 1		平場：合成高分子系 μ -フッキングシート防水(機械的固定工法) 立上：合成高分子系 μ -フッキングシート防水(機械的固定工法、一部接着工法)		平場：合成高分子系 μ -フッキングシート防水(機械的固定工法)+高日射反射率塗料塗り 立上：合成高分子系 μ -フッキングシート防水(機械的固定工法、一部接着工法) +高日射反射率塗料塗り
屋根 2		平場：塗膜防水(X-2) 立上：塗膜防水(X-2)		平場：水洗い、塗膜防水(X-2)+高日射反射率塗料塗り 立上：水洗い、塗膜防水(X-2)+高日射反射率塗料塗り
外壁		防水形複層塗材 RE 吹付 μ メ μ 塗り下地 小口タイル貼り		全面水洗い、劣化改修後に下地調整のうえ防水形複層塗材E 全面水洗い、劣化改修
既存	ドライビット	屋根：防水 μ メ μ 塗り 外壁：防水形複層塗材 RE 吹付 μ メ μ 塗り下地 スラブ下：リシン吹付		屋根：コンクリート塞ぎ ϕ 200+水洗い、 μ -リマセメントペースト、塗膜防水、高日射反射率塗料塗り 外壁：全面水洗い、劣化改修後に下地調整のうえ防水形複層塗材E スラブ下：全面水洗い、劣化改修後に外装薄塗材E
改修後	給気ファンバー・DS	RC造(撤去) 手摺壁・笠木：防水形複層塗材 RE 吹付 μ メ μ 塗り下地 スラブ下：リシン吹付		鉄骨造ブラット [新設]
ブラット(西側) (撤去、新設)				
ブラット(東側)		RC造(撤去) 手摺壁・笠木：防水形複層塗材 RE 吹付 μ メ μ 塗り下地 スラブ下：リシン吹付 床：防水 μ メ μ 塗り $t=30$ 撤去(ϕ 100用スチール製 μ -フレンとも) スチール製ファンバー ϕ 50×H1010 撤去		RC造(新設) 手摺壁・笠木：下地調整のうえ防水形複層塗材E スラブ下：外装薄塗材E 床：防水 μ メ μ 塗り $t=30$ +塗膜防水+高日射反射率塗料塗り SUS製ファンバー ϕ 48.6×H850 新設、 μ -フレン ϕ 100鋼鉄製 新設

部位		既存仕上		改修後仕上
屋外階段 (既存撤去、新設)		RC造 手摺壁・笠木：防水形複層塗材 RE 吹付 μ メ μ 塗り下地 スラブ下：リシン吹付		S造(新設)
壁樋		硬質塩化ビニル管 ϕ 100 VP塗り 撤去 ブラット(西・東側とも)床配水用 撤去		硬質塩化ビニル管 ϕ 100 [新設] ブラット(東側)床配水用 新設：硬質塩化ビニル管 ϕ 100 [新設]
タラップ		上段：SUS製 下段：SUS製		上段：既存のまま 下段：既存のまま
背かご		上段：スチール製 塗装仕上げ 下段：スチール製 塗装仕上げ		上段：DP塗装[塗替] 下段：DP塗装[塗替]
西側進入路擁壁		コンクリート擁壁、一部(西側ブラット下部)撤去		コンクリート擁壁、一部(西側ブラット下部)復旧

内部仕上表										
階		室名	床	巾木	腰壁	壁	柱・梁(見え掛り部のみ)	天井	CH	備考
1 階	既存	移送ポンプ室	カーポート塗り(シンター・コンクリート下地 $t=300$ mm) ブラット内部：ビニル床シート貼り(μ メ μ 下地)	—	EP塗り(μ メ μ 下地)	パライト吹付 増し壁取合い部・パライト吹付 撤去 コンクリートブロック厚100化粧積み+パライト吹付	パライト吹付 増し壁取合い部、パライト吹付撤去	木毛セメント板 $t=24$ EP塗り	13,976 と 13,826	建具上RCアゴ撤去
	改修後	〃	既存のまま[カーポート塗り・ビニルシート貼り]	—	既存のまま[EP塗り]	既存のまま[パライト吹付] 増し壁部・パライト吹付 補修	既存のまま[パライト吹付] 増し壁取合い部、パライト吹付 補修	既存のまま[木毛セメント板 $t=24$ EP塗り]	〃	開口閉塞、CB壁落下防止金物、増し壁
	既存	自家発電機室	カーポート塗り(シンター・コンクリート下地 $t=300$ mm) 一部、仕上げ・下地とも撤去	EP塗り(μ メ μ 下地)	—	EP塗り(μ メ μ 下地) 一部、仕上げ・下地とも撤去	EP塗り(μ メ μ 下地) 一部、EP塗り(μ メ μ 下地)撤去	木毛セメント板 $t=24$ EP塗り 天井開口部、仕上げ撤去	3,226	開口閉塞鉄筋バリ出し、手摺壁撤去、階段撤去
	改修後	〃	既存のまま[カーポート塗り] 一部、コンクリート直均し補修、鉱物骨材配合散布型美装床仕上	既存のまま 新設壁 コンクリート打放	—	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1 (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し) 既存のまま[EP塗り]	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1 (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1(既存木毛セメント板下地)	3,126	開口閉塞、増し壁、天井開口 自家発電設備排ガス用開口
	既存	事務室	塗床(シンター・コンクリート下地 $t=300$ mm) 全面仕上げ撤去、一部下地撤去	ビニル巾木 $H=75$ [撤去]	100角カー・タイル貼り 100角カー・タイル貼り 一部撤去	EP塗り(μ メ μ 下地) 一部、仕上げ・下地とも撤去	EP塗り(μ メ μ 下地) 増し壁取合い部EP塗り(μ メ μ 下地)撤去	ロックウール吸音板 $t=12$ (グラスウール・ボード $t=9$ 捨貼)撤去 LGS下地とも撤去	2,400	間仕切り壁一部撤去、流し台・コンロ台撤去
	改修後	自家発電機室	全面塗床(防滑仕上) [新設] 一部、コンクリート直均し補修 $t=300$ mm	塗床(平滑)	—	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1 (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1 (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1	3,150	新設RC壁
	既存	板間	複合フローリング張り(木床組み+シンター・コンクリート下地 $t=150$ mm) 一部、仕上げ・木床組みとも撤去 一部、仕上げ・木床組み+シンター・コンクリート下地とも撤去	雑巾スリ 撤去	—	ジュラックス塗り(μ メ μ 下地) 一部、ジュラックス塗り(μ メ μ 下地)下地とも撤去 ジュラックス塗り(グラスウール・ボード $t=9$ 下地)下地とも撤去	ジュラックス塗り	杉板 ϕ 7目 ϕ 7張り(LGS下地)撤去	2,400 と 1,390	間仕切り壁一部撤去、固定ベッド撤去 木製天井廻り縁 $H=40$ 撤去、鉄筋バリ出し
	改修後	自家発電機室	全面塗床(防滑仕上) [新設] 一部、コンクリート直均し補修 $t=300$ mm、150mm	塗床(平滑)	—	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1 (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1 (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=50+50$ mm[ϕ ラスクヌ包み]※1	3,150	新設RC壁
	既存	物入	ラワン ϕ 7 $t=5.5$ 張り(木床組み+シンター・コンクリート下地 $t=150$ mm) 一部、仕上げ・木床組みとも撤去 一部、仕上げ・木床組み+シンター・コンクリート下地とも撤去	雑巾スリ 撤去	—	ラワン ϕ 7 $t=4$ (木下地) 撤去	—	ラワン ϕ 7 $t=4$ (LGS下地) 撤去	2,400 と 1,390	木製棚撤去
	改修後	〃	全面塗床(防滑仕上) [新設] 一部、コンクリート直均し補修 $t=300$ mm、150mm	塗床(平滑)	—	新設及び既存コンクリート打放し	既存コンクリート打放し	既存コンクリート見出し	階段裏躯体 見出し	新設RC壁
	既存	便所	セラミックタイル貼り(シンター・コンクリート下地 $t=150$ mm)	—	—	100角カー・タイル貼り	—	セラミックボード $t=4$ VP塗り(LGS下地)撤去	2,200	
	改修後	〃	ビニル床シート(コンクリート直均し下地)、汚垂石	ビニル床シート巻上げ $H=70$	化粧FK $t=6.0$ mm 貼り 構造用合板(T1) $t=12$ mm捨張り (LGS-65下地)	化粧FK $t=6.0$ mm 接着貼り(既存壁下地調整) (LGS-65下地)	—	FK $t=6.0$ mm EP塗り(LGS下地)	2,300	面台：メラミン・スチロール $t=20$ (既製品)W200
	既存	浴室	セラミックタイル貼り(シンター・コンクリート下地 $t=150$ mm) 一部、仕上げ・シンター・コンクリート下地 $t=150$ mmとも撤去	—	—	100角カー・タイル貼り	100角カー・タイル貼り 新設壁取合い部100角カー・タイル貼り撤去	セラミックボード $t=4$ VP塗り(LGS下地)撤去	2,200	間仕切り壁一部撤去
	改修後	脱衣室・シャワユニット	ビニル床シート(コンクリート直均し下地) シャワユニット下：一部、既存のまま[セラミックタイル貼り] シャワユニット下：一部、コンクリート直均し補修 $t=180$	ビニル床シート巻上げ $H=70$	—	化粧FK $t=6.0$ mm 接着貼り(既存壁下地) 化粧FK $t=6.0$ mm 接着貼り(GB-S $t=12.5$ mm+LGS)	—	FK $t=6.0$ mm EP塗り(LGS下地)	2,300	新設RC壁、シャワユニット0808、 樹脂製折れ戸額縁(既製品)
	既存	ドライビット	防水 μ メ μ 塗り $t=30$ mm 一部、防水 μ メ μ 塗り $t=30$ mm撤去	防水 μ メ μ 立上げ $H=100$	—	一部、仕上げ・下地とも撤去 EP塗り(μ メ μ 下地)	EP塗り(μ メ μ 下地)	EP塗り(μ メ μ 下地) 一部、仕上げ・下地とも撤去	3,485	開口閉塞鉄筋バリ出し
	改修後	給気チャンパー	既存のまま[μ メ μ 塗り] 一部、 μ メ μ 塗り $t=30$ mm補修	既存のまま 新設壁 コンクリート打放	—	グラスウール吸音材 $t=25$ mm[ϕ ラスクヌ包み] (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=25$ mm[ϕ ラスクヌ包み] (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=25$ mm[ϕ ラスクヌ包み] (下地：既存天井仕上げ劣化部補修)	3,460	新設RC壁、開口閉塞
		D S	既存のまま[μ メ μ 塗り] 一部、 μ メ μ 塗り $t=30$ mm補修	既存のまま 新設壁 コンクリート打放	—	一部既存のまま[EP塗り] グラスウール吸音材 $t=25$ mm[ϕ ラスクヌ包み]	既存のまま[EP塗り] 梁部、コンクリート打放し	既存のまま[EP塗り] 劣化部補修	3,485	開口閉塞、新設RC間仕切壁
2 階	既存	電気室	塩ビタイル(セラミック ϕ 707 口465)床高さ300mm 一部、仕上げ撤去	ビニル巾木 $H=75$ ビニル巾木 一部撤去	—	EP塗り(μ メ μ 下地) 一部、EP塗り(μ メ μ 下地)撤去	EP塗り(μ メ μ 下地)	ロックウール吸音板 $t=12$ (グラスウール・ボード $t=9$ 捨貼)撤去 LGS下地：撤去	2,500	床スラブ 一部撤去、RC壁一部撤去
	改修後	〃	既存のまま[塩ビタイル] [一部新設]ビニル床タイル(コンクリート下地) [一部新設]ビニル床タイル(フリーク ϕ 707下地)	既存のまま ビニル巾木 一部新設	—	既存のまま[EP塗り] EP塗り(下地：新設コンクリート打放し)	既存のまま[EP塗り]	GB-D $t=9.5$ mm LGS下地：新設	2,500	床スラブ 開口、 固定踏み台(鋼鋼板 $t=4.5$ 加工)
	既存	階段(2)上部	—	—	—	EP塗り(μ メ μ 下地) 増し壁・スラブ取合い部 EP塗り(μ メ μ 下地)撤去	EP塗り(μ メ μ 下地) 増し壁・スラブ取合い部 EP塗り(μ メ μ 下地)撤去	木毛セメント板 $t=24$ EP塗り	—	RC壁一部開口
	改修後	排気チャンパー	コンクリート 金 ϕ 7仕上	—	—	グラスウール吸音材 $t=25$ mm [ϕ ラスクヌ包み] (下地：新設コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=25$ mm[ϕ ラスクヌ包み] (下地：既存仕上または躯体、コンクリート打放し)	グラスウール吸音材 $t=25$ mm[ϕ ラスクヌ包み] (下地：既存天井仕上げ)		増し壁、床スラブ 新設、手すり壁新設
階段	既存	階段(1)	カーポート塗り	EP塗り(μ メ μ 下地)	—	EP塗り(μ メ μ 下地)	EP塗り(既存 μ メ μ 下地) 新設壁取合い部EP塗り(μ メ μ 下地)撤去	木毛セメント板 $t=24$ EP塗り	—	RC階段一部撤去(SUS/スリッパとも)、手摺壁撤去
	改修後	〃	既存のまま[カーポート塗り] 新設階段：鉱物骨材配合散布型美装床仕上	既存のまま EP塗り 一部新設	—	既存のまま[EP塗り] EP塗り(μ メ μ 下地新設) EP塗り(新設コンクリート打放し)	既存のまま[EP塗り] EP塗り(μ メ μ 下地新設) EP塗り(新設コンクリート打放し)	既存のまま[木毛セメント板 $t=24$ EP塗り]	—	開口閉塞、増し壁、階段一部新設(SUS/スリッパとも) RC垂れ壁新設
	既存	階段(2)	カーポート塗り	EP塗り(μ メ μ 下地)	—	EP塗り(μ メ μ 下地)	EP塗り(既存 μ メ μ 下地) 新設壁取合い部EP塗り(μ メ μ 下地)撤去	木毛セメント板 $t=24$ EP塗り	—	RC階段一部撤去(SUS/スリッパとも)
	改修後	〃	既存のまま[カーポート塗り] 新設階段：鉱物骨材配合散布型美装床仕上	既存のまま EP塗り 一部新設	—	既存のまま[EP塗り] EP塗り(μ メ μ 下地新設) EP塗り(新設コンクリート打放し)	既存のまま[EP塗り] EP塗り(μ メ μ 下地新設) EP塗り(新設コンクリート打放し)	EP塗り(新設コンクリートスラブ)	—	RC垂れ壁新設



凡 例



撤去範囲を示す。



撤去建具を示す。



内の数字は、T P表示 床レベルを示す。

注 記

【■】：自家発電設備更新に伴う工事（騒音対策含む）を示す。

【○】：耐震補強工事を示す。

【文字】の記載がないものは、既存のままとする

※衛生設備及び電気設備の撤去は、別契約関連工事にて施工する。



高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係 長	課長補佐	課 長

PROJECT

高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）

株式会社新晃総合コンサルタント

高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878

TITLE

1階平面図（Z1レベル）改修前

SCALE

1/100

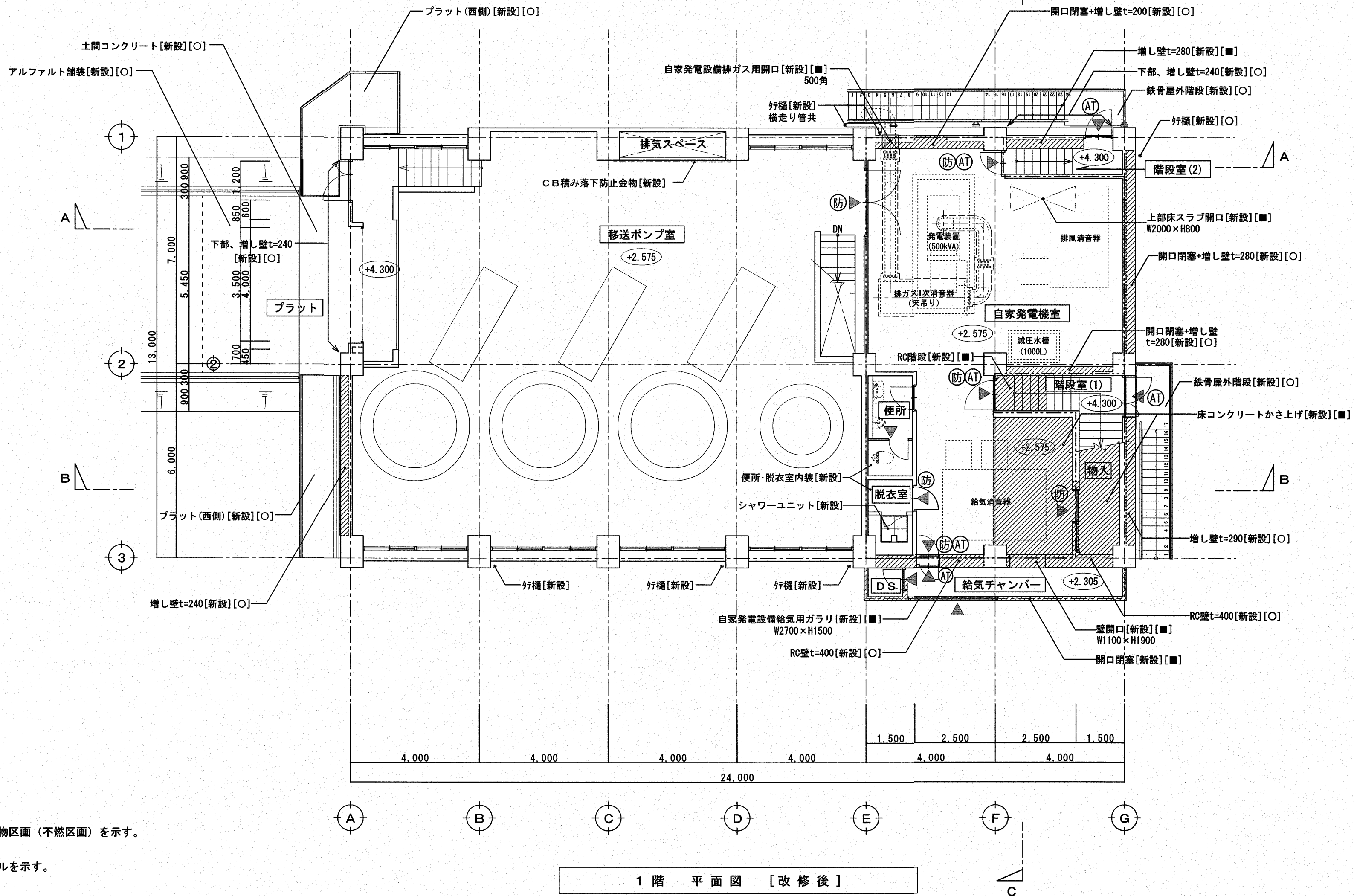
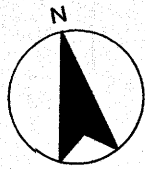
高知県登録 一級建築士登録第198402号

第893号 北島 敬次

整理番号

NO.

A 12



凡 例



新設範囲を示す。



新設建具を示す。



防火設備を示す。



気密建具を示す。



自家発電設備更新後の少量危険物区画（不燃区画）を示す。



内の数字は、T P表示 床レベルを示す。

注 記

自家発電機室には、騒音対策により、壁、柱型、天井、梁型にグラスウール吸音材t=100を新設する。

給気チャンバーには、騒音対策により、壁、柱型、天井、梁型にグラスウール吸音材t=25を新設する。

【■】：自家発電設備更新に伴う工事（騒音対策含む）を示す。

【○】：耐震補強工事を示す。

【文字】の記載がないものは、既存のままとする

※衛生設備及び電気設備の新設は、別契約関連工事にて施工する。



高知市 都市建設部 公共建築課				
係	係 長	課 長	補 佐	課 長

PROJECT		TITLE	
高須雨水ポンプ場耐震改修工事（R7-1）		1階平面図（Z1 い' B）改修後	
株式会社新晃総合コンサルタント		高知県登録 一級建築士登録第198402号	整理番号
高知市朝倉横町1-32 TEL (088) 855-7877 FAX (088) 855-7878		第893号 北島 敬次	

SCALE		NO.	
1/100		A 13	